

第二種特定鳥獣管理計画（第 3 期イノシシ管理）（素案）について

第 3 期計画（素案）は、平成 28 年度に実施したイノシシの生息状況調査により得られたデータを使用し、第 2 期（現行）計画の基本方針である「出没防止のための生息環境の整備」、「効果的な被害防除の実施」、「加害個体等の捕獲及び狩猟の推進」を踏襲し、集落ぐるみの総合的な対策を実施するとともに、平成 29 年度第 1 回特定鳥獣保護管理検討委員会イノシシ部会（以下、イノシシ部会）及び平成 29 年度第 1 回特定鳥獣保護管理検討委員会（以下、特定委員会）で出された意見を反映して作成した。

1 第 3 期計画（素案）の概要

（1）策定の目的等

科学的・計画的な保護管理により、イノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図り「農林業被害の軽減」及び「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持」を図るとともに、人身被害発生の恐れがある場合には、これの回避を図る。

（2）計画の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

（3）保護管理の基本方針

「生息環境対策」、「被害防除対策」、「個体群管理」を組み合わせた総合的な被害防除対策を集落が一体となって進める。

対策の実施に当たっては各地域の県現地機関職員で構成される野生鳥獣被害対策チーム（以下、対策チーム）により、市町村、集落住民及び地域猟友会員等への対策に係る説明を十分に行う。

地域でイノシシの加害形態、出没状況、対策等を表示した地図（以下、被害情報マップ）を作成、被害の情報、防除の現状を目に見える形で一元的に検証しながら、対策の計画、実施、見直しを行う。

（4）保護管理の実施方法

○生息環境の整備

イノシシを人里に寄せ付けないための生息環境の整備は、緩衝帯整備をイノシシ管理の基盤として位置づけ推進する。

なお、河川敷等の獣類の移動ルートとなり得る箇所の環境整備についても推進する。

○効果的な被害防除

農業被害の防除は、侵入防止柵の設置を基本とするとともに、被害情報マップにより適正な維持管理を前提に設置することとし、現場状況に応じ適切な柵の種類及び構造を選択する。

○加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

許可捕獲はあくまでも被害防除の一つの方法として位置づけ、加害個体の捕獲を目的に被害地周辺で被害の発生後速やかに行う。

なお、箱わなはエサ、設置個所に注意して設置することで、イノシシを農地への誘引の原因とならないようにする。

また、狩猟期間の延長、くくりわなの径の拡大の措置については継続するが、錯誤捕獲対策のより徹底捕囚る。

併せて銃猟はイノシシの人に対する警戒心を与える効果もあることから、その旨明記する。

○その他

無意識なものも含め餌やりの禁止、放獣等の禁止、森林の整備の推進、についても併せて進める。

(5) モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力して以下のとおりモニタリングを行う。

○長期モニタリング

- ・時期：概ね5年
- ・調査項目：生息状況(分布、地域個体群の動向等)、生息環境、被害状況

○短期モニタリング

- ・時期：毎年
- ・調査項目：被害情報マップ(被害状況、防除状況等)、捕獲記録、出猟カレンダーによるCPUE(捕獲数や単位捕獲努力量あたりの捕獲数)、WPUE(出合い率)等

(6) 関係機関による連携

科学的知見及び地域に根差した情報に基づき、管理を適正に推進していくために、行政・関係団体・地域住民が連携を密にして合意形成を図りながら対策を実施する。

2 出された意見及び対応について

資料3-2のとおり

環境審議会・イノシシ部会・特定委員会が出された
意見及び対応について

1 環境審議会

(1) 実施日

平成 29 年 4 月 25 日

(2) 意見及び対応

意見	対応
○計画の作成に当たっては、イノシシの専門家の意見を踏まえるべき。	○イノシシ部会に部会に専門家をオブザーバーとして招へいた。

2 イノシシ部会

(1) 実施日

平成 29 年 7 月 20 日

(2) 参加者

別添のとおり

(3) イノシシ部会が出された意見及び対応

出された意見	対応
○農業被害について県全体で見ると減少傾向であるが、市町村ごと、地域ごとで見ると被害が増加している可能性もあることから、それぞれの地域の現状に即した被害対策が必要である。 ○被害対策については集落の地形等も考慮して行う必要がある。	○地域の現状に即した対策が行われるよう、被害情報マップの作成・活用について記載。 ・計画素案 P 9
○対策チームの活動が形骸化している地域がある。	○対策チームの活動の活性化による地域ごとの対策の実施について記載。 ・計画素案 P 8 ○対策チーム員を対象とした研修会等の実施等を記載。 ・計画素案 P 14
○はこわなの設置は設置個所によってはイノシシを誘引することにつながりかねない。	○はこわなの設置に際しては、誘引の原因とならないよう留意する旨を記載。 ・計画素案 P 11

○銃猟にはイノシシの人間に対する警戒感を高めさせる効果がある。	○従前どおり銃猟の推進について記載。 ・計画素案 P 15
○被害対策マップの作成の意味、活用方法について関係者が理解していない地域が多い。 ○被害対策は地域がどのような将来像を持っているのかを踏まえて行う必要がある。 ○猟友会員も地域の実情を把握したうえで捕獲を実施する必要がある。	○マップの作成段階における集落住民、地域猟友会員等の被害対策に係る意識統一について記載。 市町村による猟友会への捕獲依頼の際の認識の統一について記載。 ・計画素案 P 9、P 14

3 特定委員会について

(1) 実施日

平成 29 年 9 月 15 日

(2) 参加者

別添のとおり

(3) 特定委員会が出された意見及び対応

出された意見	対応
○河川敷の森林などが移動経路となっている事例がイノシシ及び他の獣種でもある。 農地等の防除や農地周辺の環境整備も大事だが、後はそうした対策の重要性も計画に加味していくべき。	○緩衝帯整備を行うとともに、河川敷等のイノシシや他の獣類の移動ルートも考慮した環境整備を推進する旨記載。 ○現地の鳥獣被害対策チームにおいて建設事務所等関係機関とも連携し対策を行うよう記載。 ・計画素案 P 10
○河川敷や道路敷等の対策は地元だけでは難しい。 対策本部には建設部が入っている。 各地の対策チームにも現地の建設事務所入ってもらう必要がある。	
○はこわなの設置の際は、被害作物をエサとして使用しない等、イノシシを誘引しないよう留意し設置するべきである。	○はこわなの設置に際しては、誘引の原因とならないよう留意する旨を記載。 ・計画素案 P 11

○イノシシの分布拡大を管理する対策についても考えていくべき。	○被害防除対策及び発生地での捕獲対策を確実に 行うことで、必要以上の 生息数増加を抑えること ができ、必要以上の分布 拡大も抑えられると考 えられることから、その旨 を記載。 ・計画素案 P 11
---------------------------------------	--

平成29年度特定鳥獣等保護管理検討委員会
第1回イノシシ専門部会参加者名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備 考
特定非営利活動法人信州ツキノワグマ研究会	理事長	岸元 良輔	
長野県林業総合センター育林部	主任研究員	大矢 信次郎	
長野県環境保全研究所自然環境部	自然環境部長	陸 齊	
長野県農政部農業技術課	企画幹兼環境 農業係長	吉田 新一	
長野県林務部森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	室長	佐藤 繁	
計		5 名	
中央農業研究センター	専門員	仲谷 淳	オブザーバー (イノシシ専門家)

(順不同、敬称略)

平成29年度特定鳥獣保護管理検討委員会名簿

平成29年5月

区分	所 属 名	職 名	氏 名	備考
学識経験者	信州大学農学部	教授	泉山 茂之	
	信州大学農学部	准教授	竹田 謙一	
	上田女子短期大学	教授	上原 貴夫	
農林業関係団体	長野県農業協同組合中央会	専務理事	春日十三男	
	長野県森林組合連合会	常務理事	安原 輝明	
狩猟関係団体	一般社団法人 長野県猟友会	会長	赤津 安正	
環境保全関係団体	自然観察指導員長野県連絡会		辻 明子	
	特定非営利活動法人 信州ツキノワグマ研究会	理事長	岸元 良輔	
市町村	一般社団法人 長野県農業会議	副会長	板花守夫	
国	林野庁中部森林管理局	保全課長	大平 重利	
	環境省長野自然環境事務所	生物多様性保全企画官兼野生生物課課長補佐	松元 和正	
県	長野県環境保全研究所	自然環境部長	陸 齊	
	長野県林業総合センター	育林部長	西岡 泰久	
	長野県林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室	室長	佐藤 繁	
	計		14名	

(順不同、敬称略)

長野県第二種特定鳥獣管理計画
(第3期イノシシ管理)
(案)

計画期間 平成30年4月～平成35年3月

長野県

(参考) 年号・西暦早見表

年号		西暦	年号		西暦
昭和	49	1974	平成	12	2001
	50	1975		13	2002
	51	1976		14	2003
	52	1977		15	2004
	53	1978		16	2005
	54	1979		17	2006
	55	1980		18	2007
	56	1981		19	2008
	57	1982		20	2009
	58	1983		21	2010
	59	1984		22	2011
	60	1985		23	2012
	61	1986		24	2013
	62	1987		25	2014
	63	1988		26	2015
	64	1989		27	2016
平成	元	1990		28	2017
	2	1991		29	2018
	3	1992		30	2019
	4	1993		31	2020
	5	1994		32	2021
	6	1995		33	2022
	7	1996		34	2023
	8	1997		35	2024
	9	1998		36	2025
	10	1999		37	2026
	11	2000		38	2027

目 次

1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景と経過	1
3	計画の対象鳥獣	2
4	計画の期間	2
5	計画の対象地域	2
	(1)対象地域	2
	(2)地域個体群	2
6	特定鳥獣の現状	3
	(1)生息状況	3
	(2)被害の発生状況	4
	(3)捕獲の現状	5
7	前期計画の実施状況に対する評価と対応	6
	(1)保護管理体制	6
	(2)生息環境対策	6
	(3)被害防除対策	6
	(4)捕獲対策	7
8	計画の目標	7
	(1)基本目標	7
	(2)管理の体系	7
9	目標を達成するための具体的な取り組み	8
	(1)基本方針	8
	(2)保護管理の実施方法等	9
	(3)普及啓発	12
10	モニタリング等の調査研究	13
	(1)長期モニタリング	13
	(2)短期的モニタリング	13
11	計画の実施体制	13
	(1)行政の役割	13
	(2)行政以外の役割	15

資 料 編	18
1 生息状況	20
(1)分布の推移	21
(2)分布状況	22
(3)前期との分布の比較	22
2 隣県におけるイノシシの生息状況	24
3 被害状況等	25
(1)現在の被害分布	25
(2)猪垣の分布	26
4 農林業被害額の状況	27
5 対策の効果と課題	32
(1)対策方法別の効果と課題	32
(2)防除対策の状況	33
(3)捕獲対策の状況	35
6 被害情報マップの作成等	36
7 計画策定に使用した調査資料の概要	37
捕獲・目撃記録様式	40

1 計画策定の目的

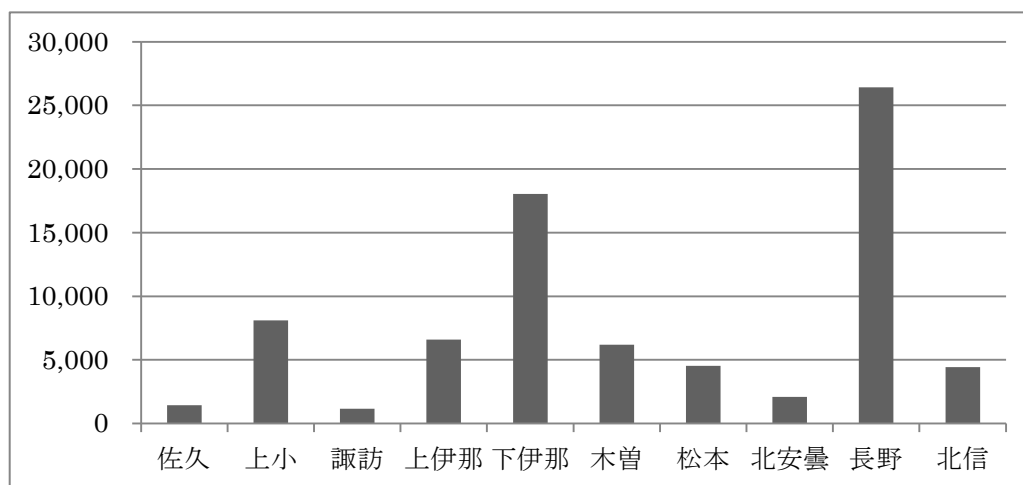
長野県第二種特定鳥獣管理計画(第3期イノシシ管理)(以下「計画」という。)の目的は、科学的・計画的な保護管理により、イノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図り「農林業被害の軽減」及び「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持」を図る。

また、人身被害発生のある場合には、これの回避を図ることとする。

2 計画策定の背景と経過

本県のイノシシは、現在では県下のほとんどの地域に生息しており、多くの地域で農林業被害を引き起こしている。

○図1 平成28年度地域別農林業被害額(単位:千円)



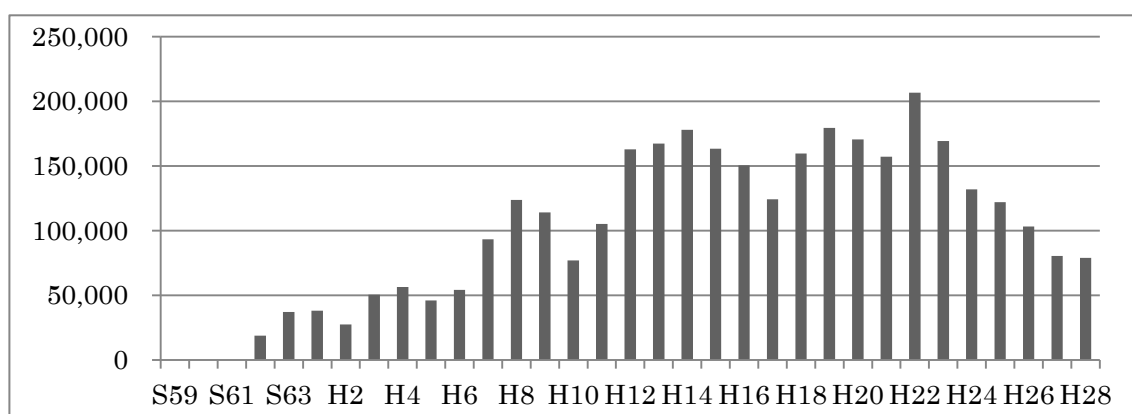
イノシシは以前は北部の雪深い地域では見られなかったことから、近年の暖冬寡雪傾向に伴い分布を拡大していると思われていたが、実際には一度絶滅した地域に再び拡大している状況であると考えられている。

40年前に分布のなかった北部地域も含め、県下各地に猪垣の遺構が分布している他、善光寺平周辺においては、江戸時代中期に被害や被害対策に関する記録が残っている。

地域絶滅の原因としては、農耕利用による里山の疎林化や草地化、行動の鈍る多雪地での高い捕獲圧によるものと考えられている。

これらイノシシによる農林業被害は特に平成に入り顕在化して以降、生息域の拡大に伴い平成19年度には1億7千万円まで増加した。

○図 2 農林業被害額の推移（単位：千円）



このため、長野県では、平成 21 年度にアンケート調査を中心に生息実態調査を行い、その生息分布、生息環境などを把握し、「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」、「イノシシによる農林業被害の軽減」を図ることを目的として、平成 21 年 10 月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく第 1 期計画を策定し、計画に基づく被害防除対策を実施してきた。

この間に侵入防止柵の設置等の防除対策、年間 6 千頭を越える捕獲対策及び収穫残渣等の適切な処理や緩衝帯整備などの生息環境対策を実施してきた。

その後、平成 26 年度以降についても、モニタリング等による評価を行いつつ、イノシシによる被害の低減を図るための対策を推進するため、平成 25 年度に生息実態調査を行い、第 2 期計画を策定した。

現在では農林業被害額は平成 22 年度のピーク時の約 4 割となっており、計画に基づく対策の効果が上がっていると思われるものの、依然として被害が出ている状況であることから引き続き被害の抑制に取り組む必要がある。

また、近年では人里や都市部への出没が増えている等の問題もあり、併せて対策等を行う必要がある。

このため、平成 29 年度以降についても、モニタリング等による評価を行いつつ、イノシシによる被害の低減を図るための対策を推進するため、平成 28 年度に生息実態調査に基づき、第 3 期計画を策定する。

3 計画の対象鳥獣

イノシシ(*Sus scrofa*)

なお、飼育されたものが逃亡または遺棄され野生化したブタ(*Sus scrofa* var. *domesticus*)及びイノシシとブタが交雑したイノブタ(野生化したものに限る)についても、本計画により対応する。

4 計画の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで。

ただし、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく期間は4年間とする。
また、計画期間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動があり、
見直しの必要が生じた場合には、計画の改定等を検討する。

5 計画の対象地域

(1) 対象地域

長野県下全域

(2) 地域個体群

現時点でイノシシ分布が全県にわたっていることから、計画の対象地域は県下全域とする。

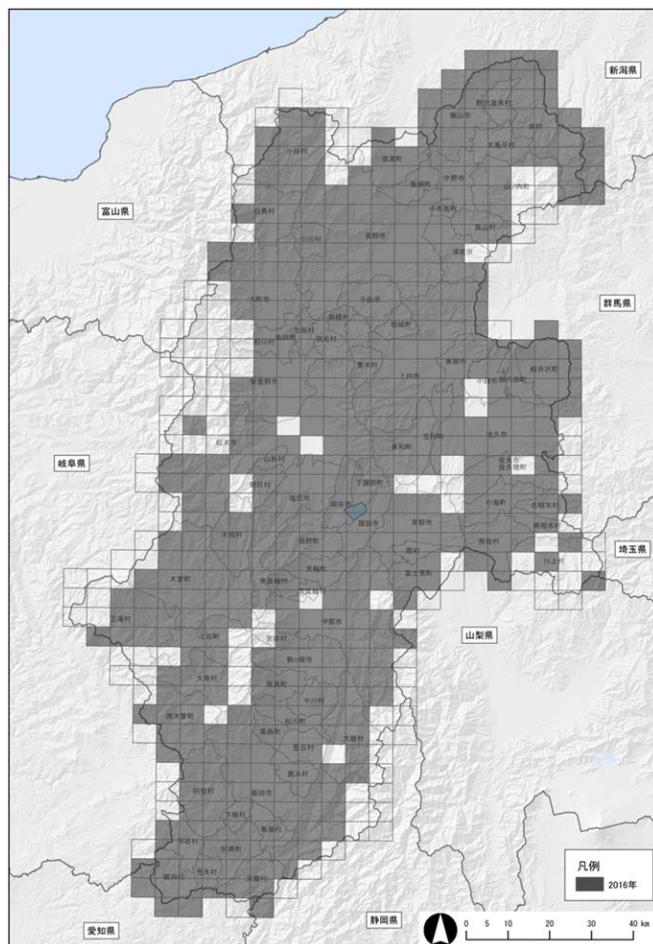
なお、分布や生息状況に明確な境界がないことから、保護管理ユニットも県下全域一括とする。

6 特定鳥獣の現状

(1) 生息状況

県下の生息状況は平成28年度の調査結果により、分布はほぼ県全域に及んでいる。

○図3 平成28年度生息状況分布図



本来、昼行性であると言われているイノシシは、過去からの高い捕獲圧により一般的に夜行性に習性を変えていたが、昼間に行動するケースも確認されており、昼間に人里に目撃される事例も複数ある。

中山間地域の農地周辺が耕作放棄等で藪になってしまったこと、農地や人里に人影が少なくなってしまったこと等により、警戒心が薄い個体が増加していることが考えられる。

このことは、被害の増加、高栄養である農作物の採食による繁殖力の増加、さらに分布域の拡大につながっていると考えられる。

なお、現時点で、個体数推定については、学術的に調査方法が確立されていない状況にある。

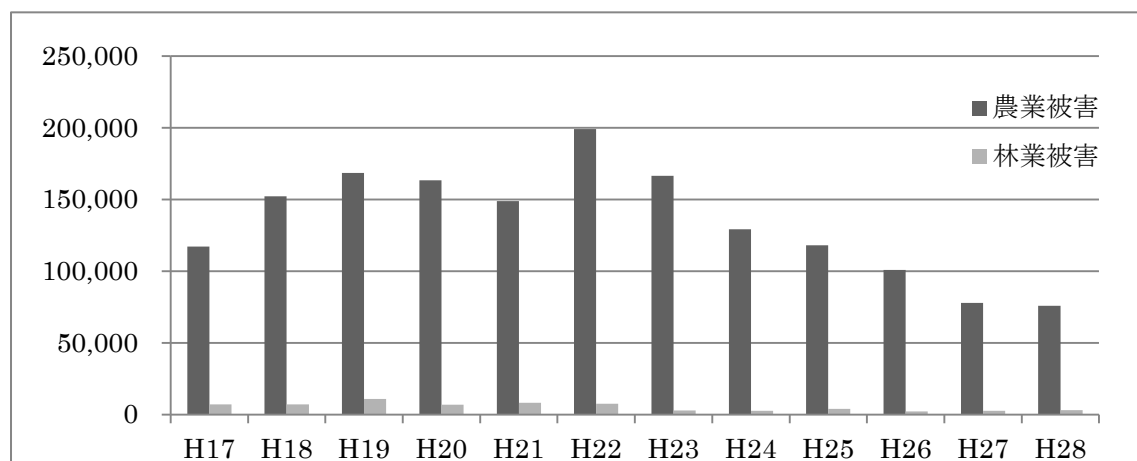
しかし、捕獲数、生息実態調査結果等からみると、生息頭数が減少している傾向は無いとみられる。

(2)被害の発生状況

イノシシの被害として、昭和 40 年代の被害は里山で生産される林産物(キノコ、タケノコ等)が主であったが、現状ではその 9 割以上が農業被害である。

なお、近年は減少傾向であり平成 28 年度の農林業被害額は約 8 千万円となっている。

○図 4 近年の被害額の推移 (単位：千円)



イノシシによる農業被害額の内訳は、平成 27 年度で水稻が 33%、果樹 22%、野菜、イモ類が 35%前後となっており、食害だけでなく踏み荒し、掘り起こし等による被害も発生している。

地域別の被害状況は、被害額で見た場合、多い順に長野、下伊那、であるが、被害量でも長野、下伊那の順であり、果樹被害が発生している地域で被害額が多い傾向がある。(資料編 P28 図 8 参照)

なお、農林業被害額については長野県が行っている「農林業被害額調査」の集計を基としているが、耕作放棄地の増加等により被害として報告されない金額がある可能性があることから、被害額の減少については、これも要因のひとつと考え、被害額の減少と被害対策の因果関係については更なる検証が必要となってくる。

人身被害は平成 17 年度まで 7 名が被害を受けているが、その後は平成 23 年度までは被害者は無い状況であった。

なお、これら被害は山際におけるものがほとんどであった。

しかし、近年、平成 24 年度に 1 名、25 年度に 6 名、26 年度に 1 人、28 年度に 3 人が被害を受けている。

近年は市街地における被害も発生しており、加害個体は河川沿いの藪の中を移動しているうちに居住区域(市街地等)に迷い込んだ個体とみられる場合が多い。

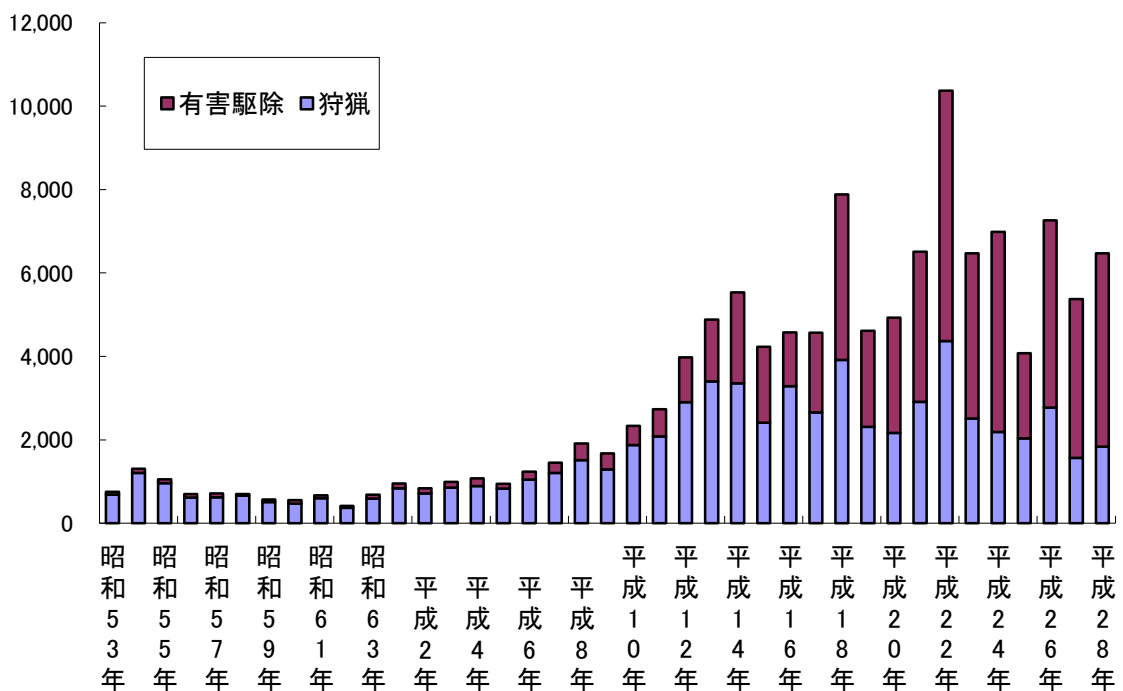
(3) 捕獲の現状

平成に入り捕獲数が増加し、平成 22 年度の捕獲数は過去最大の 10,370 頭となった。

近年では平成 25 年 6,061 頭、平成 26 年 7,219 頭、平成 27 年 5,375 頭となっておりやや減少傾向である。

また、平成 10 年頃より有害駆除捕獲頭数が増加し、平成 18 年度には有害駆除による捕獲が狩猟による捕獲を上回っている。

○図 5 捕獲頭数の推移 (単位：頭)



7 前期計画の実施状況に対する評価と対応

第2期計画では、農林業被害を減少させるため、複数の防除技術を組み合わせ合わせた総合的な対策を集落ぐるみで講ずることを目標として実施してきた。

各項目別の実施状況は以下のとおりである。

(1) 保護管理体制

地域、集落の特性に応じた総合的な被害対策を行うため、集落における加害形態、生息状況、対策等を表示した図面(以下、被害情報マップ)を各地域の県現地機関職員で構成される野生鳥獣被害対策チーム(以下「対策チーム」という)が市町村と共に作成し、情報の整理、共有を図った上で、「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を集落ぐるみで総合的に実施してきた。

しかし、地域によっては、対策チームの活動がおもわしくない、被害情報マップの作成が進んでいない等により、集落ぐるみの総合的な対策の実施まで至っていない状況もみられることから、第3期計画においては対策チームの活動の活性化に特に重点を置いた体制とする必要がある。

(2) 生息環境対策

いのししを人里に寄せ付けないための緩衝帯整備を被害防除と併せて進めるとともに、農地における残置野菜や廃棄果実はイノシシを誘引する原因となることから適切に処理するよう被害対策チーム、市町村により農業者等への指導を行ってきた。

しかしながら、緩衝帯整備が実施されているが、実施が一部の地域に限定されていたり、整備後の維持管理が行われず元の状態に戻ってしまう地域も多い。

残地野菜等についても依然適切な処理が徹底されていない地域が存在し、誘引原因が払拭されていない。

このため、事後管理が必要な対策の役割分担の明確化を図るとともに、廃棄果実の除去等の一層の周知を図る必要がある。

(3) 被害防除対策

従前より被害防除を重点とする総合対策を推進してきたが、特に平成21年度からは、「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下、「特別措置法」という)」に基づく、国庫補助施策を積極的に活用したことにより、県下各地市町村において、主にイノシシ・ニホンジカ対策を目的に侵入防止柵の整備が進んだ。

平成27年度現在で補助施策による侵入防止柵の総延長は1,824kmに及んでいる。(資料編P34表3参照)

侵入防止柵の設置延長の伸びに併せるように全県の農林業被害金額が減少してきている。

しかし、整備が完了した地区においても、道路、河川を横切らざるを得ない部分からの侵入があるためそれらに対する対策が必要である。

また、侵入防止柵については破損個所からの侵入による被害の発生も見られることから、整備後の維持管理も適切に行っていく必要がある。

(4) 捕獲対策

イノシシは個体数が増加することによって農林業被害も拡大する動物であるが、繁殖力が非常に高いため、捕獲圧をかけることだけで被害を軽減させることは困難であることから、加害個体を捕獲できる可能性の高い被害地周辺の捕獲に重点を置いてきた。

また、狩猟による捕獲強化対策として、狩猟期間の延長（平成 21 年度から実施）、くくり罠の径の規制解除を行っている。

さらに、平成 23 年度から集落ぐるみの対策の取組が始まり、県下各地の集落において「集落等捕獲隊」が編成されている。

しかし、引き続き狩猟者人口の減少と高齢化が進んでおり、さらなる担い手の確保と捕獲体制の維持等が必要である。

8 計画の目標

(1) 基本目標

科学的・計画的な管理によりイノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図り、「イノシシの個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る」ことを目標とし、「生息環境の整備」「被害防除」「捕獲」を集落ぐるみで総合的に進めることとする。

イノシシは、前述のとおり個体数が増加することによって農林業被害も拡大する動物であるが、繁殖力が非常に高いため、捕獲圧をかけることだけで被害を軽減させることは困難であるため、加害個体の捕獲できる可能性の高い被害地周辺の捕獲に重点を置きつつ、生態に即した効果的な被害防除と人里に寄せ付けないため生息環境の整備を総合的に組み合わせることにより農林業被害を減少させることを目標とする。

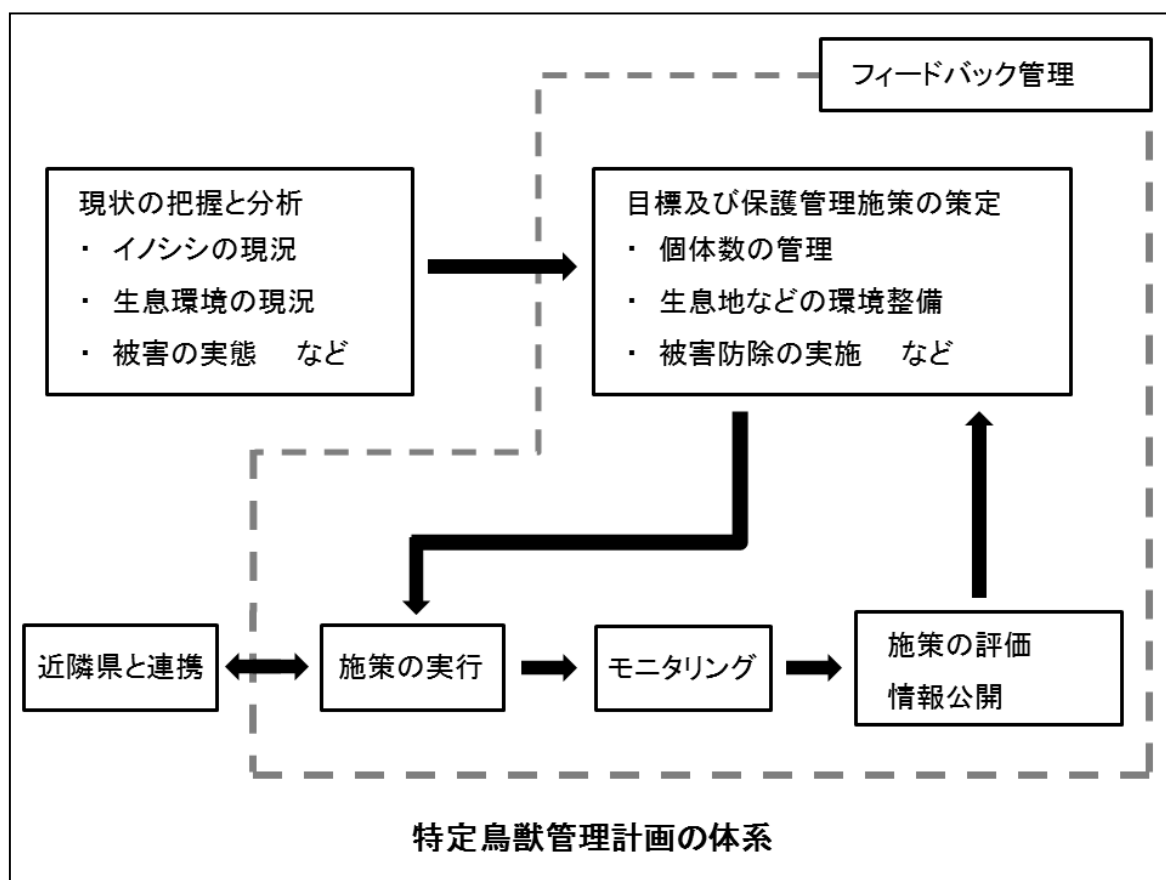
(2) 管理の体系

- ・ 被害防除を重点とし、総合的に各施策を実行しながら、下図(計画の体系)のとおり生息状況や被害状況、捕獲状況等のモニタリングを行い、本計画を見直していく。

個体群の急激な変化が予測される場合には、適切な捕獲管理策等を検討する。

- ・ 各施策の実行に当たっては、各地域の被害対策チームが市町村、集落等を支援し、適正かつ効果的な施策となるよう努める。
- ・ 計画の見直しには、学識経験者・狩猟団体・農林業者・自然保護団体等からなる「特定鳥獣等保護管理検討委員会」の評価・提言を受けるとともに、適切な情報公開により、関係者との情報の共有及び合意形成を図る。
- ・ イノシシの生息分布は県外に連続することから、関係する県と連携しながら施策を進める。

図6 長野県第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の体系



9 目標を達成するための具体的な取り組み

(1) 基本方針

前期計画と同様、集落が共通認識の下に一体となって「生息環境対策」、「被害防除対策」、「個体群管理」を組み合わせた総合的な被害防除対策を進める。

また、捕獲のみでの被害の減少は困難であるので、被害防除や生息環境整備を組み合わせで行う。

なお、各対策の実施に当たっては対策チームの活性化することにより、より一層の関係者間の共通の認識の醸成を図る。

イノシシの加害形態、出没状況、対策等を表示した地図(以下、「被害情報マップ」という)を作成、被害の情報、防除の現状を目に見える形で一元的に検証しながら、対策の計画、実施、見直しを行う。

※被害情報マップの作成と活用

作成段階においては、地域住民及び対策チーム等、被害対策に関わる関係者間でマップ作成の意味や活用方法などについて共通した認識を持つことができるよう、集落住民や捕獲に従事する地域の猟友会員等への説明等を十分に行う。

これをもとに、より効果のある対策を集落等の共通認識の下に計画、実施することが可能となる。(資料編 P36 図 15 参照)

また、出没情報があつたときなどに、当該マップを人身被害防止対策の基礎資料としても活用する。

【活用の流れ】

- 1 市町村及び各地域振興局内に設置された対策チームは、集落の特性に応じた総合的・計画的な管理(被害防止対策)を行うため、集落住民とそれぞれの集落における加害形態、生息状況、対策等を把握し、被害情報マップを作成し、対策立案の資料として活用する。
- 2 市町村、対策チームは、アの内容を踏まえ対策実施を支援する。
- 3 市町村は各集落の被害情報マップを市町村図等を用いて集約し、管内の状況、出没動向を把握する。
- 4 対策チームは、管内各市町村の被害情報マップを、地域振興局管内図等を用いて集約し、広域的な状況、出没動向を把握する。
- 5 地域振興局管内を単位とした地方保護管理対策協議会(以下「対策協議会」という。)は、各市町村等から得られた情報、対策チームが集約した情報を整理、集約し、効果的な被害対策について検討を行い、市町村界をまたぐ対策や協力体制などの広域調整を行う。

(2)保護管理の実施方法等

生息環境の整備、被害防除、捕獲等は地域の実情に合わせて下記により実施する。

ア 出没防止のための生息環境の整備

イノシシを人里に寄せ付けないため生息環境の整備は、緩衝帯整備を基本として行う。

緩衝帯整備は、人里や農地と森林地域との間を明確にし、イノシシを出没しづらくさせるため、人里や農地周辺の藪の刈払いや森林の除間伐・枝払いにより行う。

緩衝帯整備の実施にあたっては、被害情報マップを活用し、山際のみでなく侵入の移動経路となりうる河川敷の森林や大規模道路や鉄道沿いの藪等についても整備を推進する。

また、集落周辺の放置された竹林はイノシシの生息数増加の原因となることから、利用の状況等を勘案しつつ必要であれば伐採する等の整備を推進する。

河川敷・道路敷等の整備は地域だけでの対応は難しいことから、対策チームは建設事務所等の関係機関と連携し、対策を実施する。

なお、緩衝帯のみでは慣れが生じてしまうが、侵入防止柵等の被害防除と併せて実施することにより効果が上がること、防除施設の見回り補修等がし易くなること、更には見通しがよくなることにより銃猟が安全かつ効率的に実施できるようになること等から、イノシシの管理の基盤整備として位置づけ推進することとする。

その他、野菜や果実の取り残しや廃棄果実や生ごみの放置は、餌付けと同様に人馴れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となることから、全数の収穫又は埋設など適切な処理を徹底する。

イ 効果的な被害防除の実施

農業被害の防除は侵入防止柵の設置を基本とし、被害情報マップを活用し集落の被害状況や防除の現状を把握したうえで適正な維持管理を前提に設置することとし、現場状況に応じた柵の種類を選択する。(資料編 P33 図 11 参照)

なお、計画、実施にあたっては対策チームが計画段階から関与するとともに、必要に応じ野生鳥獣被害対策支援チーム等の専門家の指導を受けることでより効果的な柵の設置になるよう努めるものとする。

また、農業基盤整備等にあたっては、集落の地形等を考慮し、「守り易い」農地の配置についても検討する。

ウ 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

イノシシは1回に平均4.5頭を出産する高い繁殖力を持ち、減少させるためにはその生息数の半分以上を獲り続けなければならないといわれている。

一方、狩猟者の減少及び高齢化が著しく、ニホンジカ等に対しても相当な捕獲圧をかけなければならない現状の中で、イノシシに対してそれだけの捕獲圧を加え続けることは非常に困難な状況である。

また、ニホンジカ同様に被害の程度と生息密度が比例する動物ではあるが、ニホンジカと異なり山中全ての植物を食い尽くすようなことはないため、人里や農地にさえ出てこなければ大きな問題はない。

しかし、イノシシ被害に対して捕獲対策が有効でないわけではなく、地域でうまく加害個体が捕獲できた場合に被害が収まる事例もある。

そのため、許可捕獲はあくまでも被害防除の一つの方法として位置づけ、加害個体の捕獲を目的に、被害地周辺で被害の発生後速やかに行うこととする。

これは、無秩序な捕獲によりイノシシを追い散らし、分布を拡大することの防止にも繋がる。

なお、幼獣の自然死率が50%程度と高いイノシシの増加を抑制するため、繁殖可能な成獣の捕獲を進めることとし、成獣が捕獲されやすい箱わなの使用を推進するが、箱わなを使用する場合は、被害作物をエサとして使用しない事や設置位置を考慮するなどにより、イノシシの農地への誘引につながるような設置とならないよう留意する。

また、使用にあたっては、適法な捕獲を行うこととし、錯誤捕獲が発生した場合は、放獣を行うものとし、天井部分に直径30cm程度の穴を開け、ツキノワグマやニホンザルが錯誤捕獲された場合にも逃げられる構造とするものとする。

【参考写真：錯誤捕獲用脱出口】



また、銃猟はイノシシの人に対する警戒心を与える効果もあることから、併せて推進する。

加えて、捕獲者の減少及び高齢化が著しい現状を踏まえ、捕獲者の確保を進める。

なお、捕獲対策は狩猟者のみに頼るのではなく、前期計画に引き続き、地域の農家や住民の協力のもと集落ぐるみの対策実施を継続する。

その他、イノシシの人里に対する警戒感を持続させ、緊張感ある棲み

分けを実現するために、以下の推進策を講じる。

1 狩猟期間の延長

2 「くくりわな」の径の規制の解除

＊ それぞれの措置の実施にあたっては、長野県第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)と整合を図る。

＊ 「くくりわな」の規制解除の期間は、当該規制措置の大きな理由がツキノワグマの錯誤捕獲防止であったことに配慮し、多くのツキノワグマの冬ごもりに入ったであろう時期から狩猟期間終了の日までとする。なお、規制解除の開始時期については、専門家等の意見を聞きながら狩猟期前に定めることとし、必要に応じ見直す。

エ 餌やりの禁止

イノシシに限らず、無意識なものも含め、餌やりや餌付けは人馴れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となる。

また、本来の野生を失わせてしまい生態系の攪乱につながることから餌やり行為の禁止について、観光客も含めた一般市民に啓発を行う。

オ 放獣等の禁止

県内ではイノシシ等の放獣行為が行われている情報はないが、こうした行為は、野生のイノシシ本来の遺伝的多様性を失わせるばかりでなく、人獣共通感染症が蔓延する危険性が高いことから、絶対に行わないこととする。

カ 森林の整備

森林については、広葉樹林の保全や針葉樹林の針広混交林への誘導、間伐実施による下層植生の回復などイノシシの生息地となりうる多様な森林の保全及び整備を推進する。

(3) 普及啓発

地域住民が主体となった適切で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村が連携して普及啓発に努めることとする。

ア 地域住民等への普及

住民主体による防除対策を推進するため、対策を必要とする集落等に対し、市町村及び対策チームによる集落点検や学習会を実施し、集落が主体となった総合的な対策についての支援を行う。

- ・イノシシの習性等の説明
- ・総合的な被害防除対策の説明等

イ 観光客等への普及啓発

緊張ある「すみ分け」を進めるため、観光客や別荘住民等を対象に餌やり行為の禁止などの普及啓発に努める。

10 モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行うこととし、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するほか、必要に応じて計画等の見直しの検討を行う。

(1) 長期モニタリング

目的：地域個体群の動向の把握により、計画の見直しや次期計画策定のためのデータの収集

時期：概ね5年ごと若しくは短期的モニタリングの結果等により、計画見直しの可能性が生じた時点とする。

調査項目：生息状況(分布、地域個体群の動向等)、生息環境、被害状況

(2) 短期的モニタリング

目的：被害対策等へ活用、長期モニタリングのためのデータの収集及び計画の実行状況チェックのための指標の収集

時期：毎年

調査項目：被害情報マップ(被害状況、防除状況等)、捕獲記録(様式例1)、出猟カレンダー(様式例2)によるC P U E (捕獲数や単位捕獲努力量あたりの捕獲数)、W P U E (出合い率)等

11 計画の実施体制

効果的な管理施策を実施するにあたっては、県、市町村、農林業団体、集落の住民等の関係者が協同で取り組む。

特に被害対策においては、一組織や一個人のみによるのではなく、各組織や集落住民が施策に積極的に参画し実施する。

なお、計画を実行するにあたり、それぞれの機関の役割を次のとおりとする。

(1) 行政の役割

ア 県庁(野生鳥獣被害対策本部)の役割

県は、計画の策定、計画に基づく各種施策の実行・モニタリング・施策の評価・計画の見直しを行うこととし、その円滑な運用のために次のことを行うこととする。

(ア)効果的な被害対策の普及を行うため、助言、支援及び情報提供を積極的に行う。さらに、研修会等を開催し、被害防除施設の設置や保守管理等に関して市町村、集落及び農林業者に対し技術指導等のできる者の育成を図る。

(イ)長期的モニタリング調査の実施及び短期的モニタリング調査の取りまとめを行う。

(ウ)生息分布、行動圏把握のために隣接県との情報交換、連絡調整等を実施する。

(エ)間伐等の適切な森林整備の実施や針広混交林への誘導など、野生鳥獣と「すみ分け」ができる多様な森林の維持、造成を推進する。

(オ)イノシシの管理の方針や猟友会員への要請事項について長野県猟友会との認識の統一を図るため、協議、調整を行う。

イ 野生鳥獣被害対策支援チームの役割

県庁、県現地機関に対し、対策チーム向けの研修会を行うなど、専門的立場から助言、協力を行うとともに、現地からの要請に応じて集落等の現地調査等も行うものとする。

ウ 県現地機関(対策チーム)の役割

県現地機関においては、地域振興局単位に設置されている「地方保護管理対策協議会」を開催するなど地域的な管理を円滑に実施できるよう次の事項を実施することとする。

(ア)市町村及び集落に対し、被害情報マップ作成等の段階で、具体的な被害対策等に関する助言、支援及び情報提供等を積極的に行う。

(イ)総合的な対策実施に向け、市町村、集落等に助言、支援を行う。

市町村が作成した被害情報マップ等を管内図等を用いて集約し、管内の被害・出没情報を把握する。

(ウ)対策による被害が大幅に減少した集落、対策を実施したにもかかわらず被害が増加した集落については、被害情報マップからその原因等を分析し、今後の被害対策に活用できるよう分析、考察を行う。

(エ)必要に応じ、専門的な被害防除のための助言あるいは実地指導に際し、専門家(被害対策支援チーム等)を活用する。

エ 地方保護管理対策協議会の役割

市町村ごとの情報、状況を整理し、効果的な対策がとれるよう関係者

間の連絡調整を図る。

(ア)市町村レベルで作成した被害情報マップ等を使い、被害状況、出没状況等を把握することにより、市町村をまたぐ対策にあたっての広域調整を行う。

(イ)対策チームが集約した管内の被害・出没情報を、広域的な対策に活用する。

オ 市町村の役割

(ア)適切な被害対策・居住区域への出没対策を行うために被害対策チームと連携し被害情報マップの作成を行う。

作成にあたっては、集落住民等にもマップ作成の意味、活用方法等を十分に説明し、地域のイノシシ管理の方針について共通した認識を持って対策が実施できるようにする。

(イ)作成した被害情報マップ等の情報を、集落等に対してフィードバックする。

(ウ)集落等における侵入防止柵設置等設置の合意形成に向け、集落の代表者等と協力して調整を行う。

(エ)捕獲対策において、集落ぐるみの捕獲体制づくりに努める。

なお、無秩序な捕獲が実施されることがないように適正な捕獲について集落に対し十分な説明を行う。

(オ)地域のイノシシ管理の方針について地区猟友会員と調整を行い、地域の被害防止に係る方針について統一した認識の元で捕獲が行われるようにする。

(2)行政以外の役割

ア 被害集落

(ア)対策チーム、市町村との協同により、集落ぐるみの被害対策を実施する。

対策の実施に当たってはイノシシの生態等を理解し適正に行う。

(イ)(ア)の実施のため、地元農業者等の合意形成に努める。

イ 農業者等

所有する農作物等を中心に自己防衛的被害防除を中心に行う。

(ア)農地に侵入しにくい環境をつくり出すために、農地周辺の藪の刈払いなど環境整備を行う。

(イ)農地への物理的な侵入を防ぐために簡易柵等の設置を行う。

(ウ)野菜や果実の取り残しをなくすとともに、廃棄果実を埋設するなど適切な処理をする。

(エ)被害情報マップ等作成のための情報提供を行う。

ウ 猟友会

(ア)捕獲対策については、県又は市町村の要請に基づき必要な措置を講じる。

(イ)許可捕獲の実施に当たっては、被害対策チーム、市町村、集落と連携し、地域の方針に沿った捕獲となるよう努める。

(ウ)狩猟においては、出猟カレンダー調査票の提出に協力する。

(エ)野生鳥獣の生態を知る者として、必要に応じ行政、関係団体、住民に対し、被害防除などについての助言を行う。

エ 農業協同組合、森林組合等

広域な侵入防止柵設定などについて、営農センター、農業技術員を交えた組織的な被害防除を推進するとともに、イノシシが近付かない環境整備について、人里周辺の森林整備については森林組合等が、廃棄果実の処理については農業協同組合の協力のもとで推進する。

オ 大学、NPO等

県、市町村との情報交換により管理に向けた普及啓発につとめる。

カ 県民

(ア)計画の必要性及び内容を理解していただき、被害防除対策に協力する。

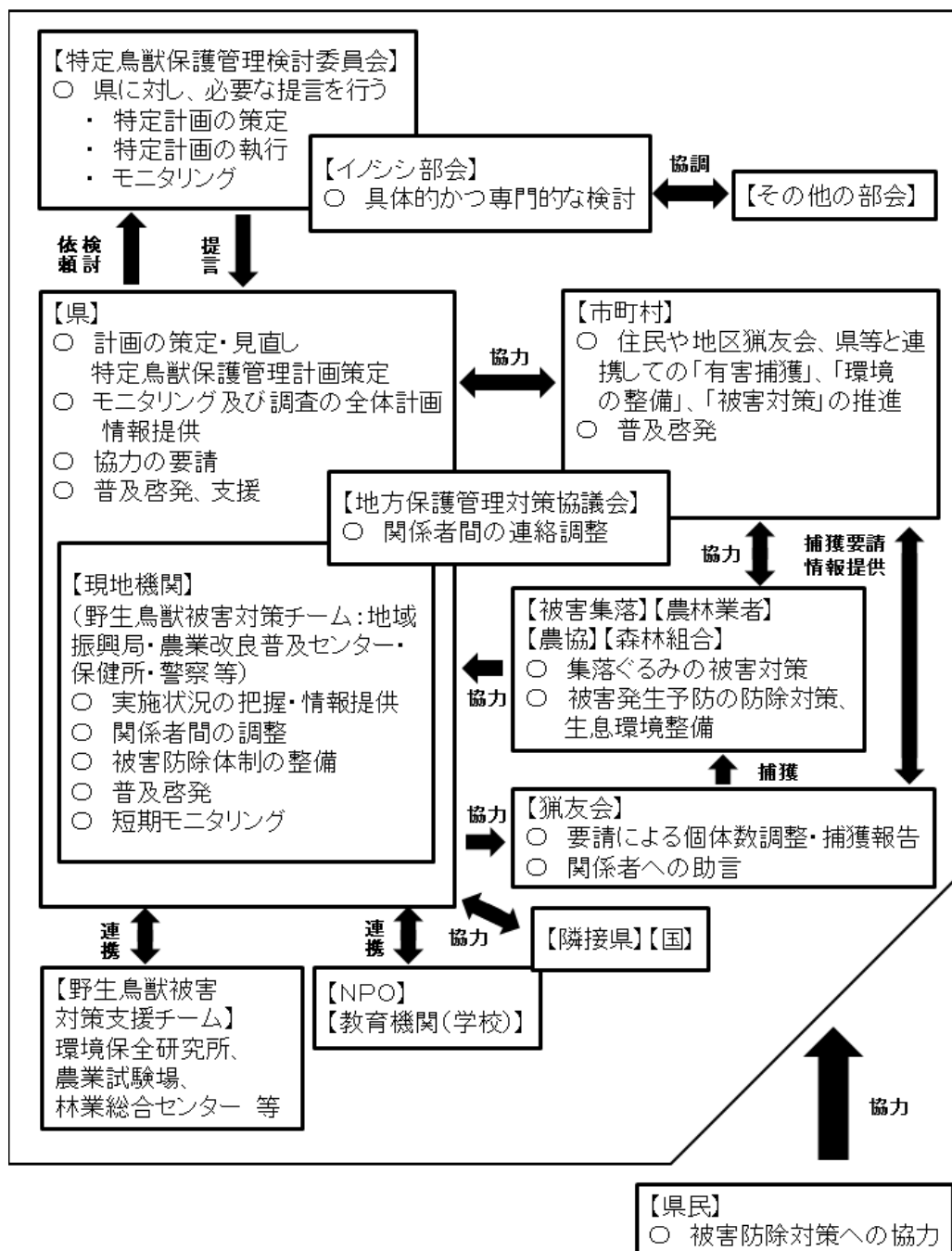
(イ)無意識なものも含め、餌やり行為をしない。

(ウ)餌付けとならないゴミ出しを徹底する。

(エ)生息環境整備のため、所有する森林の整備を行う。

(オ)被害情報マップ等作成のための情報提供を行う。

○図 7 第2種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の実施体制



資 料 編

イノシシ概要

イノシシ (*Sus scrofa* 以下「イノシシ」という。) は、ユーラシア大陸に広く自然分布しており、古くから重要な食料として狩猟対象とされてきた。

なお、古くから家畜化が進み、ブタ (*Sus scrofa* var. *domesticus* : イノシシが家畜化されたもの、種としては同一) として、人間の移動とともにアメリカ大陸、オーストラリア大陸、その他島嶼地域にも移入され野生化している。

国内においても、古くから重要な狩猟資源として利用され、縄文時代の貝塚や遺跡から骨が発掘される。

一方、基本的には里地里山の動物であることから、農業にとっては最大の加害獣の一つであり、江戸時代の中期には、大小の猪垣 (猪土手) の構築、見張りや威鉄砲による追払いなどの様々な対策が講じられ、各地に遺構として残されている。

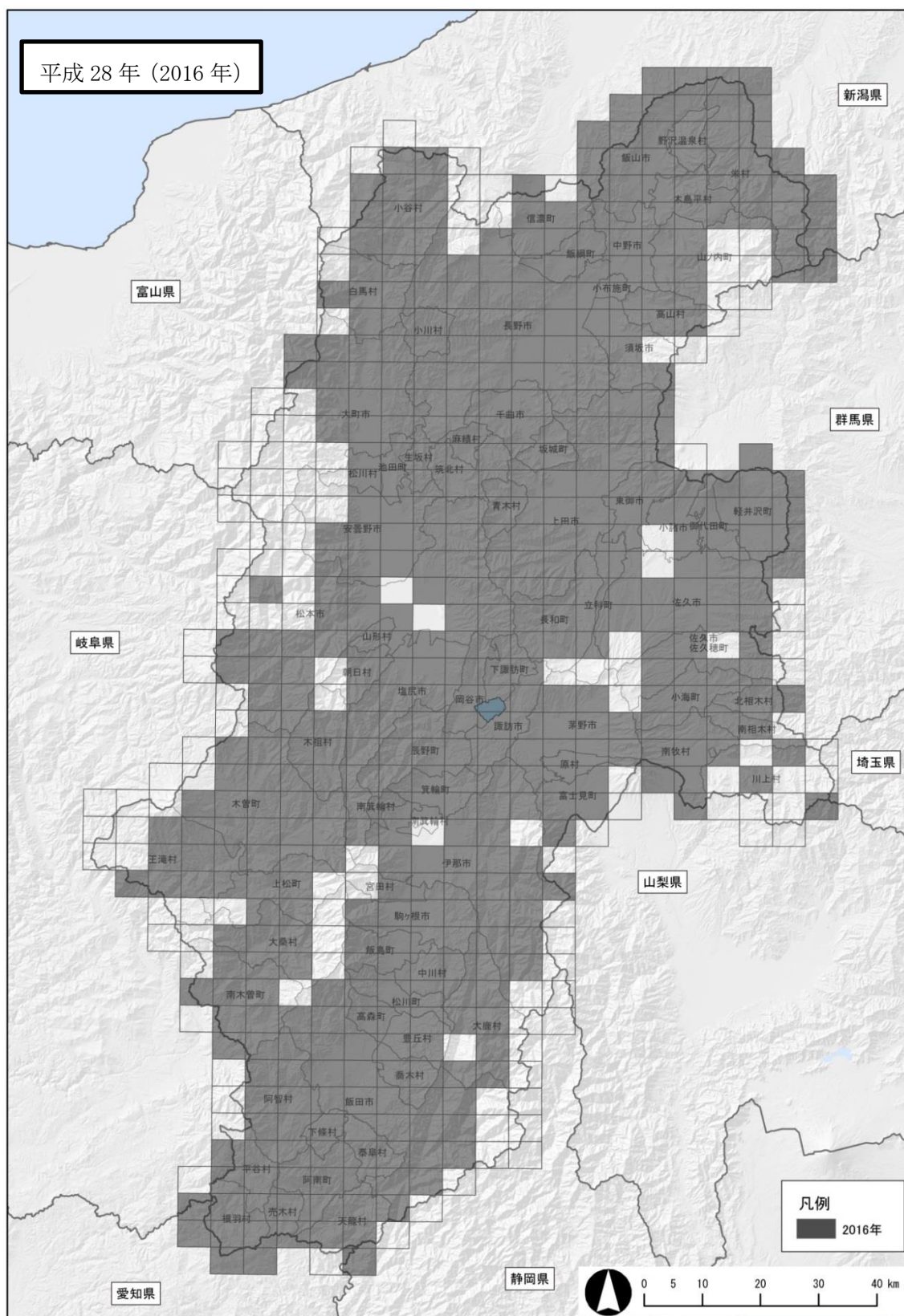
なお、そのため、大きな捕獲圧のかかった種でもあり、江戸末期には平野部と隣接する丘陵地帯から姿を消し、明治から大正にかけて、東北地方の太平洋側では分布域がほとんど消滅した。

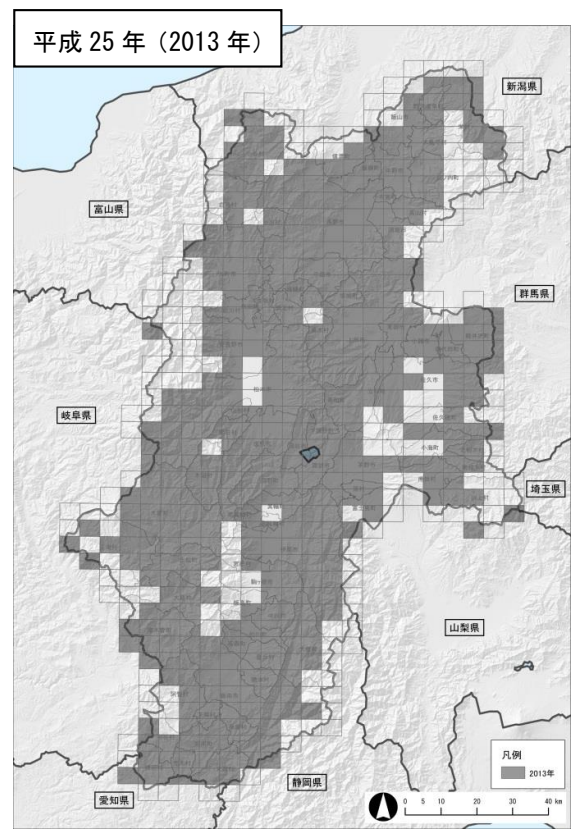
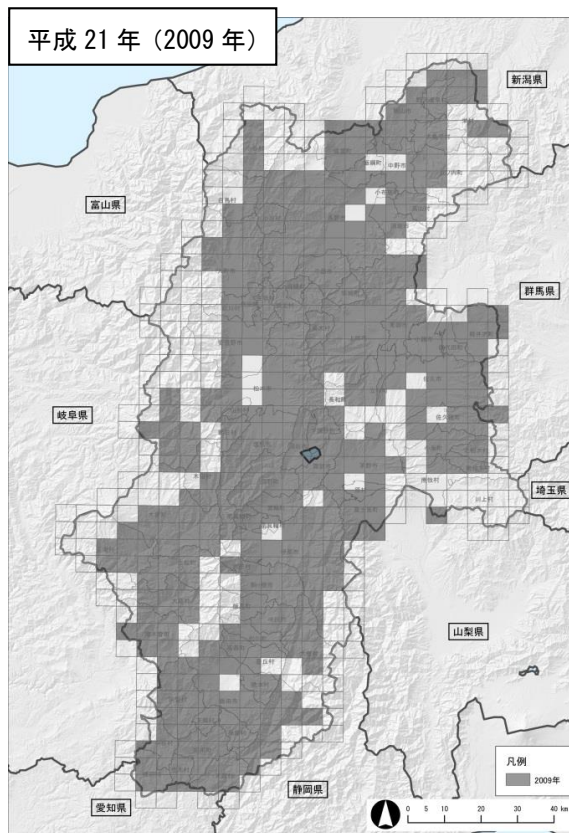
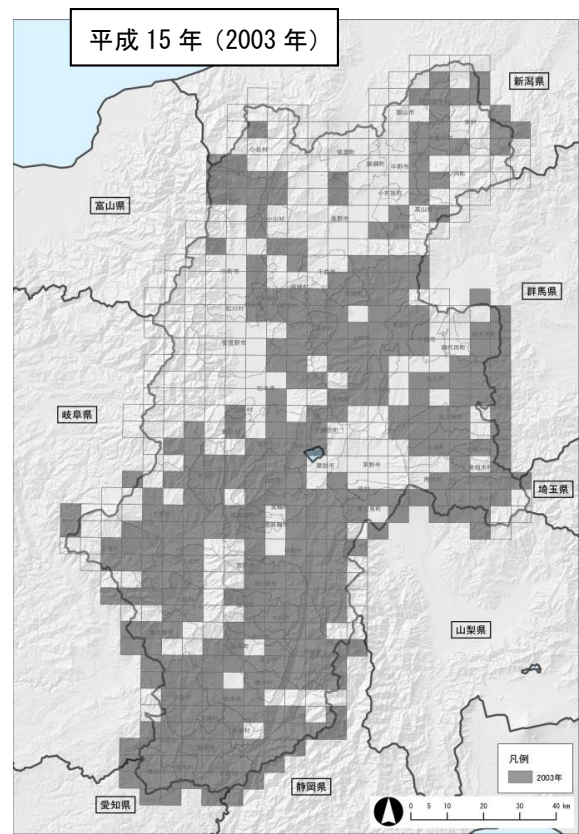
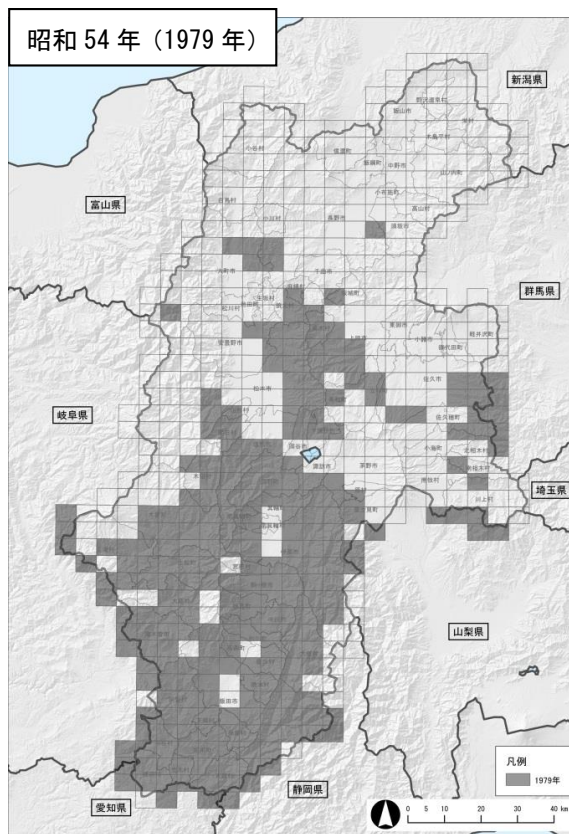
しかしその分布域も昭和中期から拡大傾向に転じ、現在もその傾向が続いており、平成に入ってから被害量も急増し、全国の平成 27 年の農業被害額は約 51 億円となっており、ニホンジカに次いで大きな被害となっている。

1 生息状況

(1) 分布状況及び分布の推移

本県のイノシシは、2000年以前の時点では中南信地域を中心に分布していたが、2000年以降は分布を北東部に拡大し、現在では、ほぼ県下全域に分布している。（図1）





(2) 前期との分布の比較

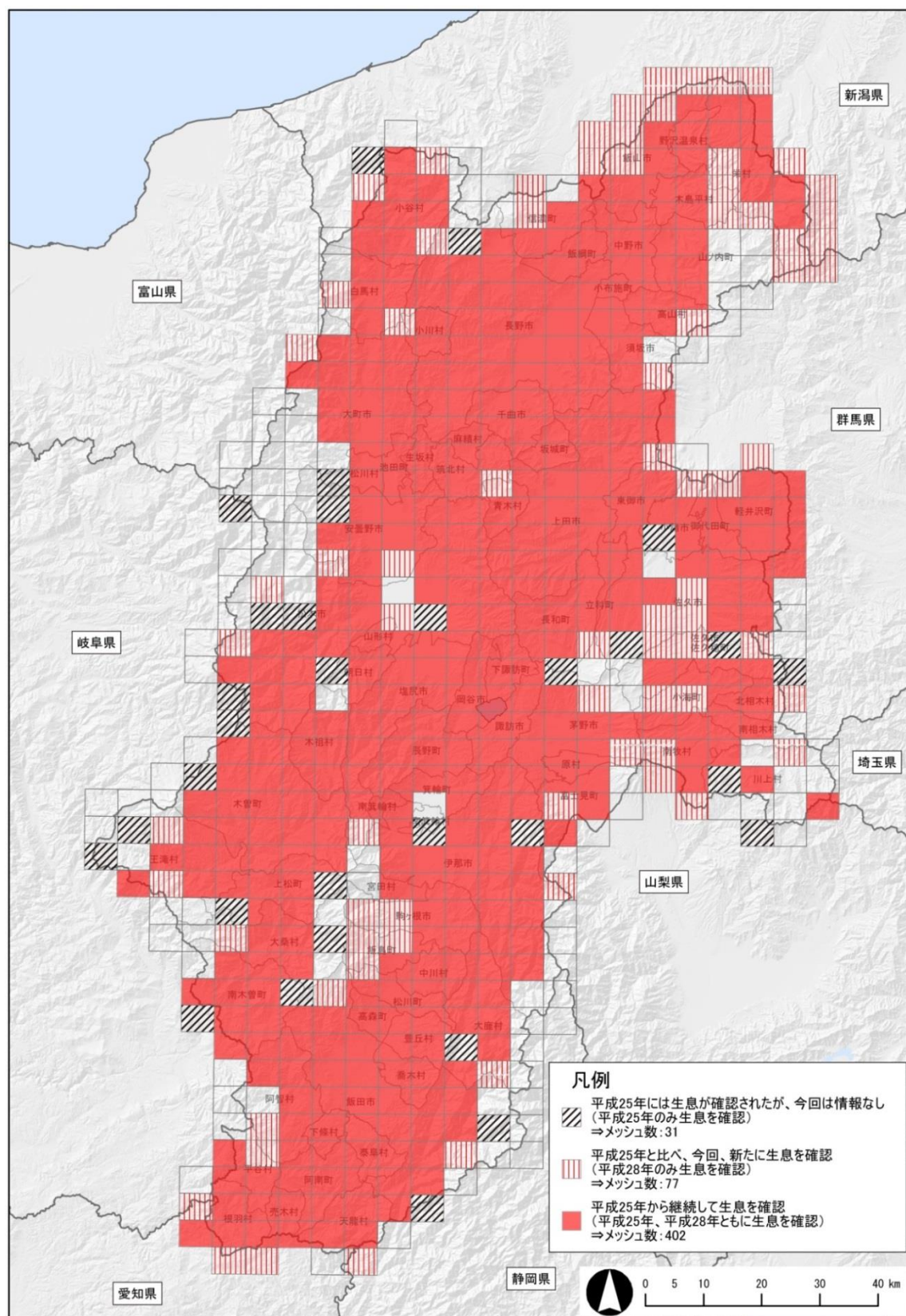
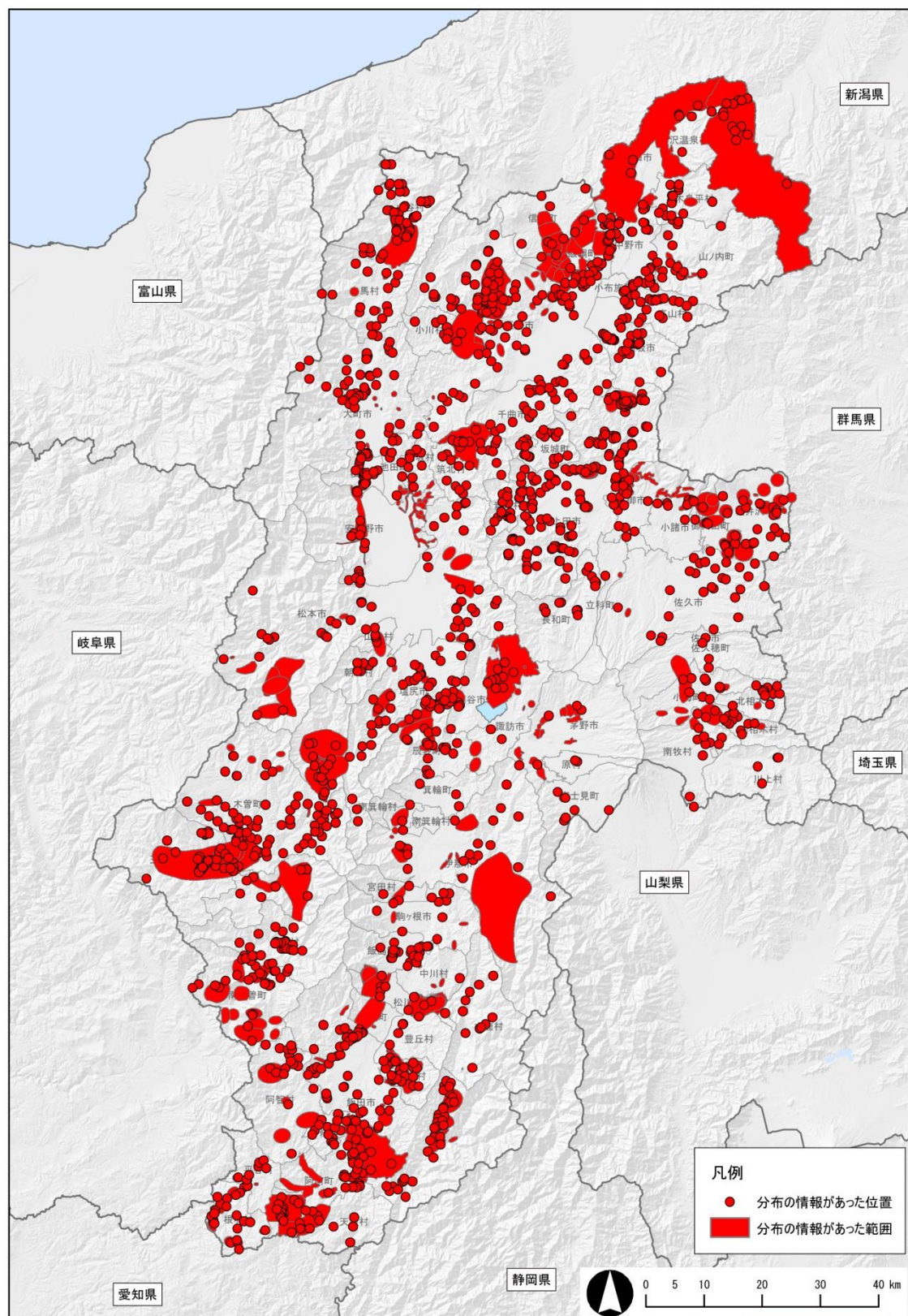


図2 分布状況 (H25年と平成28年の比較)

※平成28年度のアンケート調査結果、出猟カレンダー集計より作成

※参考

アンケートにより収集された生息情報（図3）



2 隣接県におけるイノシシの生息状況

長野県に隣接する 8 県におけるイノシシの生息状況及び特定鳥獣管理計画の策定状況について以下に示す。

特定鳥獣保護管理計画はすべての県において策定されている。

■富山県

【生息状況】

標高 25～300m の丘陵地から山間地を含む低山帯を中心に生息している。

【第二種特定鳥獣管理計画】

平成 27 年度策定

■新潟県

【生息状況】

上越地区、中越地区を中心に生息している。

【第二種特定鳥獣管理計画】

平成 27 年度に従来の計画を見直して策定

■岐阜県

【生息状況】

ほぼ県全域に生息し、生息域は高山帯にも拡大しつつある。

【第二種特定鳥獣管理計画】

平成 27 年度策定、平成 28 年度一部変更

■群馬県

【生息状況】

山岳地帯を除く県全域にわたって生息している。

【第二種特定鳥獣管理計画】

平成 27 年度策定、平成 28 年度一部改正

■愛知県

【生息状況】

聞き取り調査によると県内の生息数は、10,000 頭を超えている可能性がある。

【第二種特定鳥獣管理計画】

平成 27 年度策定

■埼玉県

【生息状況】

県中部以西の山地や丘陵地、丘陵地に隣接する平野部に生息している。

【第二種特定鳥獣管理計画】

平成 27 年度策定

■静岡県

【生息状況】

ほぼ県全域の約 83% で生息が確認されている。

【第二種特定鳥獣管理計画】

平成 27 年度に従来の計画を見直して策定

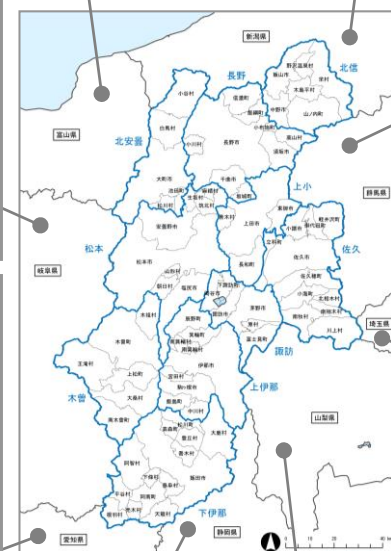
■山梨県

【生息状況】

市街地や高標高地域を除くほぼ全域に生息している。

【第二種特定鳥獣管理計画】

平成 27 年度策定



3 被害状況等

(1) 被害分布

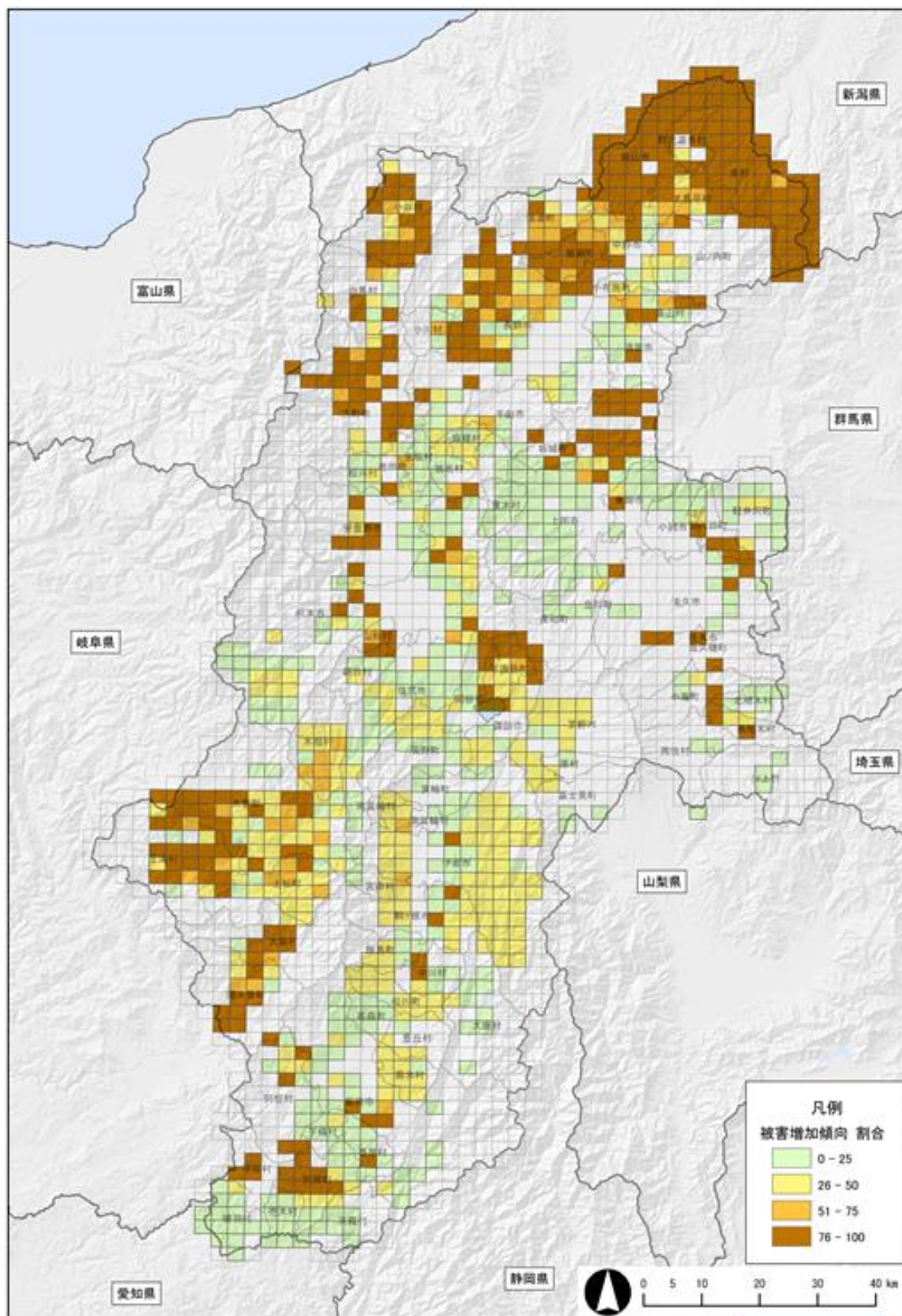
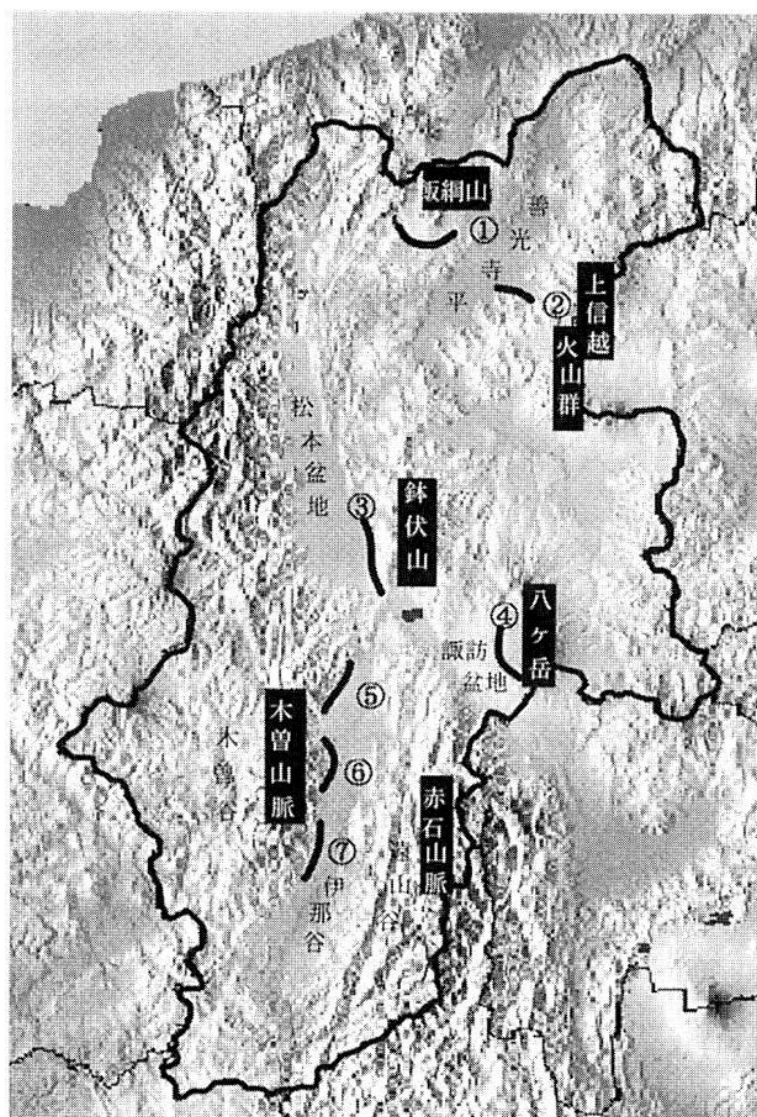


図4 5年前と比較した被害発生の増減

(2) 猪垣の分布 (長野県自然保護研究所 紀要 第2巻 より抜粋)



	名称	市町村名	長さ	築造年代
①	戸隠のシシ土手	長野市・飯綱町	10km	宝永5年(1708)以降
②	須坂市八町村の猪鹿除石積	須坂市	5.5km	寛政元年(1789)以前
③	鉢伏連峰西麓の猪土手	塩尻市・松本市	28km	享保5年(1720)以前
④	ハケ岳西麓の猪土手	茅野市・原村・富士見町	16km	享保19年(1734)
⑤	木曽山脈北東端の猪垣	辰野町・箕輪町・南箕輪村	20km	元禄元年(1688)以前?
⑥	木曽山脈西駒嶽東麓の猪垣	伊那市・宮田村	8km	寛保元年(1741)以前
⑦	木曽山脈南東麓の猪垣	高森町・飯田市	16km	元禄元年(1688)以前

4 農業被害額の状況

農作物の被害金額については、いずれの地域においても平成 22 年度以降は減少傾向となっている。

(1) 農林業被害額

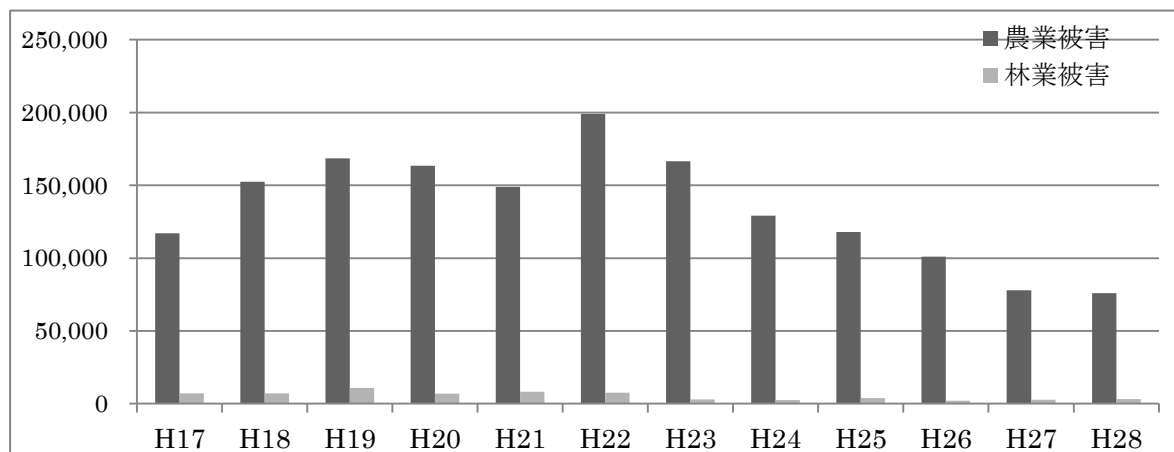


図6 農林業被害額の推移 (単位：千円)

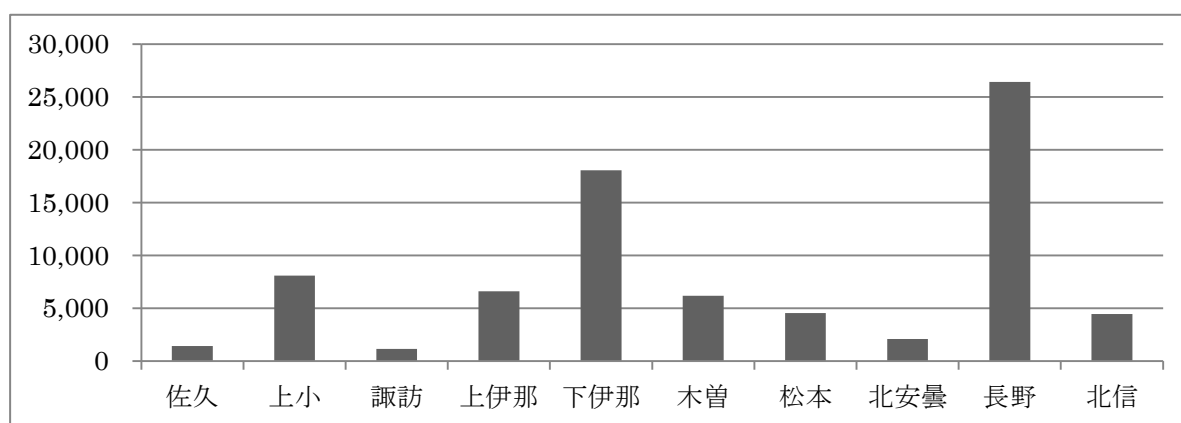
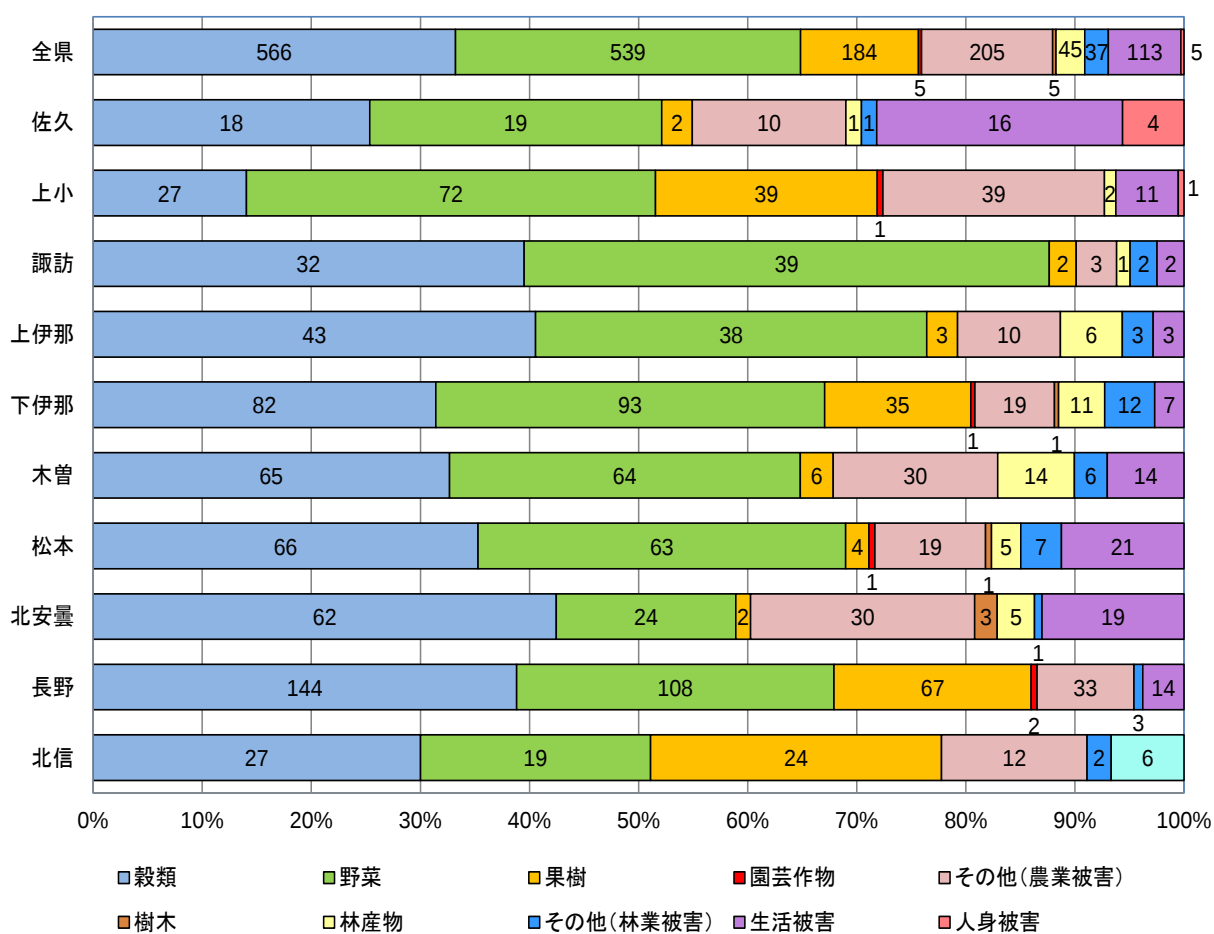


図7 平成 27 年度農林業被害額 (単位：千円)

※ 農林業被害額は長野県が行っている「農林業被害額調査」の集計結果によるものであり、以下により調査を実施。

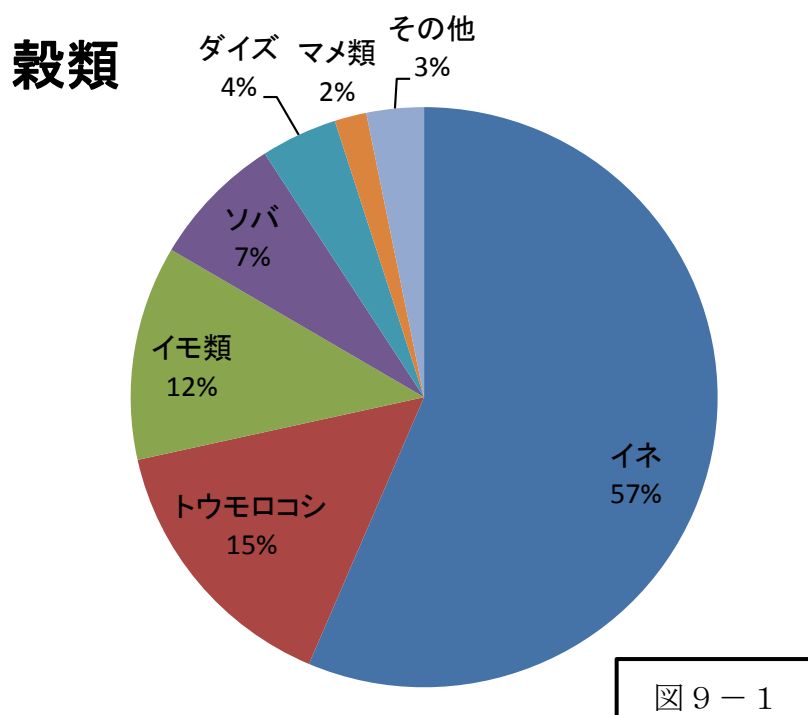
区分	調査方法	調査項目	被害額算出対象
農業被害額	各市町村が JA 等関係団体や農家からの聞き取り及び報告により、被害額とりまとめを実施。	・被害面積 ・被害量 ・被害額	・農作物 (稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸農作物、その他)
林業被害額	各市町村が森林組合等へ被害区分・被害量を聞き取り、被害額を算出。	・被害面積 ・被害金額 ・被害材積 ・被害時期	・林木 ・特用林産物

(2) 地域ごとの被害農作物の割合 (図8)

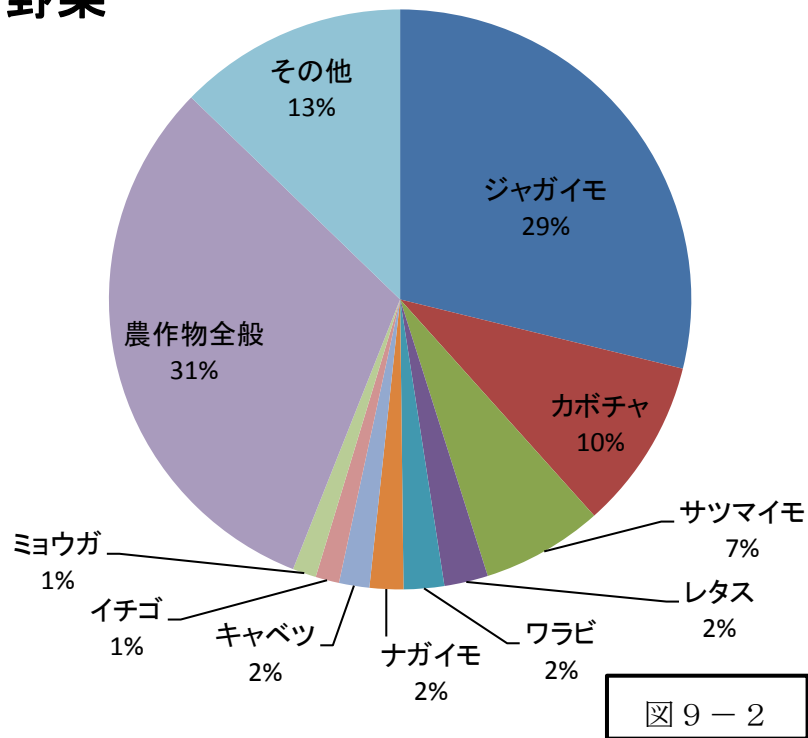


※数値はアンケートに対する回答数

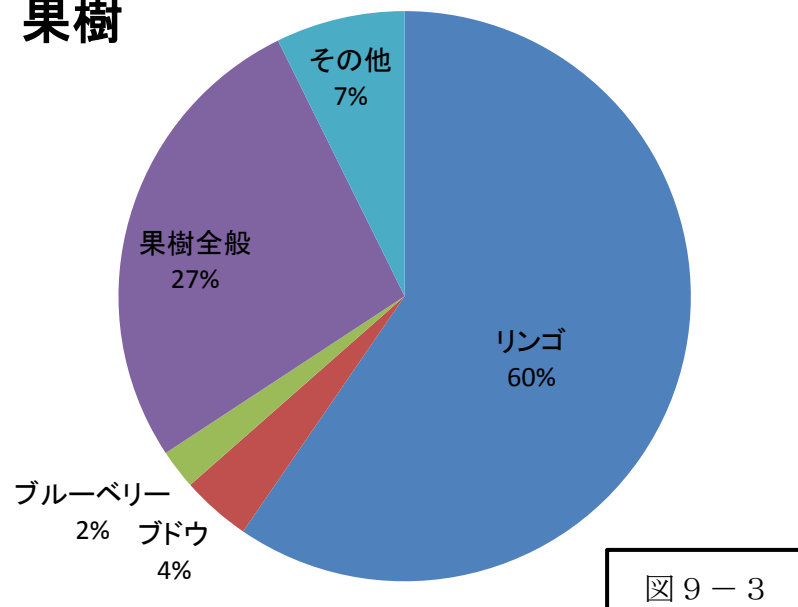
(3) 農作物別被害割合 (図9)



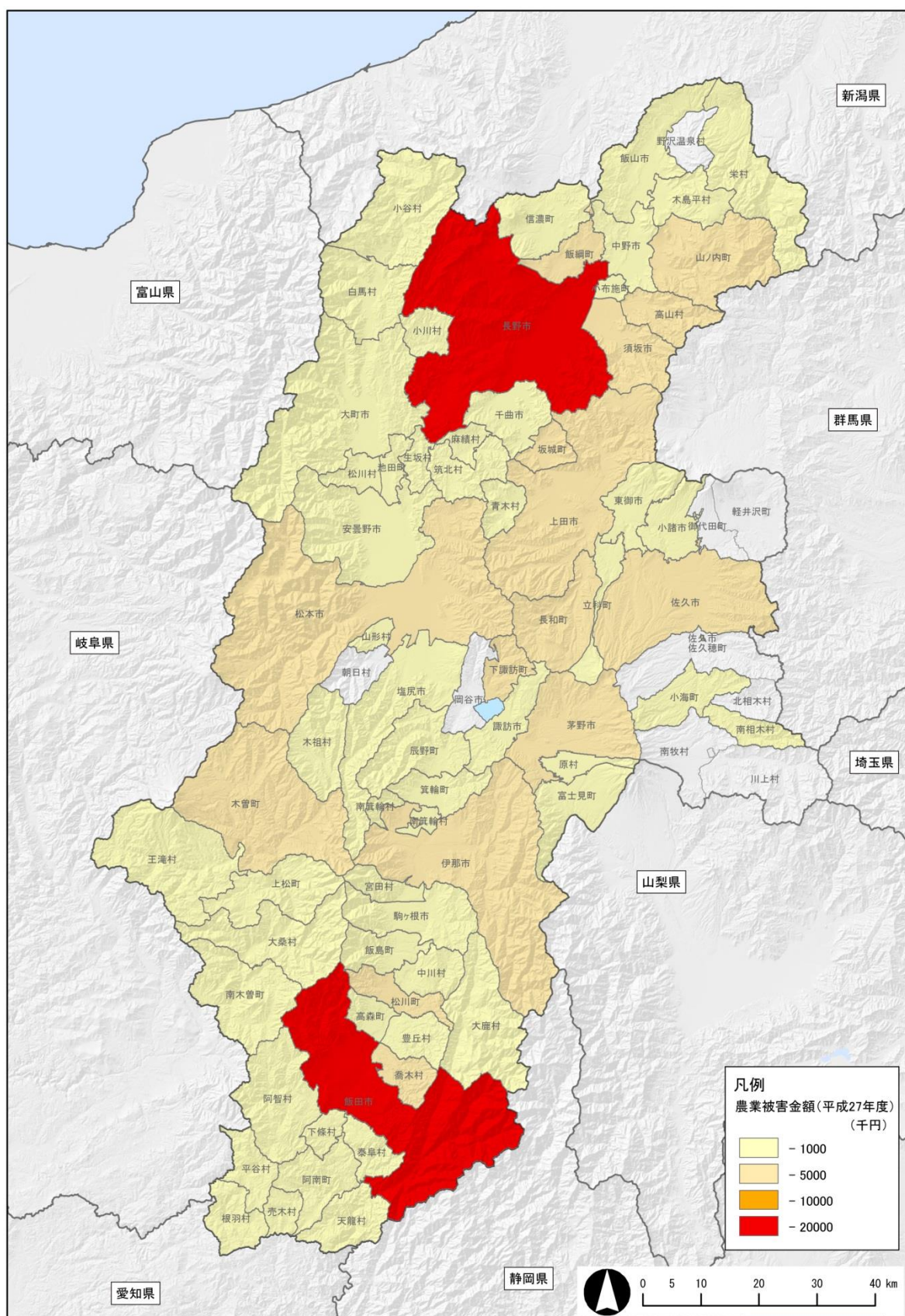
野菜



果樹



(4) 平成 27 年度における市町村別被害金額 (図 10)



(5) 地域ごとの農林産物被害発生状況（表1）

地域	被害内容
佐久	・佐久市や北佐久郡の町村で農作物被害が発生しているのに対して、南佐久郡の町村には、農作物被害が報告されていない町村がある。
上小	・全域で農作物被害が発生しており、上田市の被害金額が大きい。
諏訪	・岡谷市を除いて農作物被害が発生しており、下諏訪町で被害金額が特に大きい。 ・諏訪市では林産物被害も発生している。
上伊那	・全域で農作物被害が発生しており、伊那市の被害金額が特に大きい。 ・辰野町、伊那市では林産物被害も発生している。
下伊那	・全域で農作物被害が発生しており、飯田市の被害金額が特に大きい。 ・喬木村では林産物被害も発生している。
木曽	・全域で農作物被害が発生しており、木曽町の被害金額が大きい。 ・上松町、大桑村では林産物被害も発生している。
松本	・朝日村を除いて、農作物被害が発生しており、松本市の被害金額が大きい。
北安曇	・全域で農作物被害が発生している。 ・池田町では林産物被害も発生している。
長野	・全域で農作物被害が発生しており、長野市の被害金額が特に大きい。
北信	・野沢温泉村を除き農作物被害が発生しており、山ノ内町の被害金額が大きい。

5 対策の効果と課題

被害対策方法についての効果と課題は以下のとおり。

(1) 対策方法別の効果と課題（表2）

方法	効果	課題
被害防除 (侵入防止柵の設置)	・トタン柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵を各地の現地状況により選択され、設置された。これにより、農地への侵入が防がれ、被害が減少した地域がある。	・設置後のメンテナンスを行わないと、破損部、隙間部分等から突破され、侵入されてしまう。 ・周辺の緩衝帯整備が不十分だと効果が現れにくい。 ・地形や道路、河川等の状況に応じて設置しなければ、効果が低くなる。特に、道路、河川を横切らざるを得ない部分（開口部）の対策が課題。
捕 獲	被害地及びその周辺において加害個体を中心に捕獲を実施することで被害は軽減される	・猟友会員の高齢化により、捕獲従事者が不足している。 ・民家周辺で出沒した際、捕獲が困難である。 ・捕獲しても、時間経過とともに被害が再発する。
生息環境 (緩衝帯の整備、誘引要因の除去)	・イノシシの集落への出沒頻度が減少する。 ・侵入防止柵のメンテナンスがしやすくなる。	・担い手の高齢化や離農者の増加により、果樹や農作物の放棄や取り残しが発生している。また、緩衝帯整備後、継続整備の人手不足がある。 ・離農等による耕作放棄地や、藪が多い河川等も移動ルートとなっているので被害情報マップを活用し、関係者と情報を共有して取り組む必要がある。

(2) 防除対策の状況

イノシシ防除にかかる進入防止策の主な種類

防護柵	資材の特徴と価格 (m当たり)	囲い方などの ポイント	野生獣の侵入 防止効果
トタン板	幅80cmのトタン板が効果的。200～500円/m程度。	おもにイノシシに対して用いる。隙間をつくらないように設置。	イノシシ：○ シカ：× サル：×
金網 フェンス	野生獣に押し広げられにくいように10cm以下の目合いがよい。200円～1,200円/m程度。	対象獣に応じた柵の高さ、接地面の処理が必要。	イノシシ：◎ シカ：◎ サル：×
ワイヤー メッシュ	イノシシ用は、径5mm以上の鉄棒で、目合いは10cm以下（幼獣の侵入防止）のメッシュがよい。250円～500円/m程度。	おもにイノシシに用いる。上部を折り返すと侵入防止効果が高い。またシカを防ぐには2mの高さが必要。	イノシシ：◎ シカ：○ サル：×
ネット	イノシシ、シカは金属線を編みこんだ獣害専用ネット（目合いは10cm以下）が効果的。サルはポリエチレン製・テグス製の網（目合い4～5cm程度）などを使用。200円～1,200円/m程度。	侵入方向にネットを垂らしてイノシシ、シカの侵入防止を図る。	イノシシ：○ シカ：○ サル：○
電気柵 (電線型)	アルミ線、針金あるいは金属線を編みこんだロープなどを使用。250～1,000円/m程度。	漏電防止のため防護柵の中では、最も除草に手間がかかる。サルを防ぐには、侵入に数秒の時間がかかるような工夫が必要。	イノシシ：◎ シカ：◎ サル：○
電気柵 (ネット型)	通電性（金属などを編みこんだ）を持ったネットを使用。1,000～3,000円/m程度。	おもにサルに対して用いる。管理は同上。	イノシシ：◎ シカ：◎ サル：◎
注1) 有刺鉄線による獣の侵入防止効果は低い。注2) 侵入防止効果：◎効果が高い、○効果がある、△効果は限定的、×効果なし			

図11 各防護柵の特徴（野生鳥獣被害防止マニュアルー実践編ー 2007）

(ア) トタン柵

イノシシには1.2mの柵を乗り越えるジャンプ力と、50～60kgの重さのものを押しのける力があり、トタン板の強度や形状では物理的に遮断はできないが、目隠し効果により一定の効果を発揮すること、比較的安価で設置も手軽なことから県下各地で導入されている。

なお、隙間があるとそこを破壊して侵入するケースがある。

(イ) ワイヤーマッシュ柵

トタン柵よりは高価だが、強度があること、高さが確保できることから導入されている地域が増えてきている。

上部を外側に折り返して高さを誤認させることにより効果を高めた「忍び返し柵」の導入も始まっている。 26 なお、目隠し効果がないため、執着の高い農地では繰り返しのアタックにより破壊される危険性もある。

(ウ) 電気柵

電気ショックにより侵入を阻止するものであり、イノシシの場合、柵を登る能力がないため3～4本のプラス線による簡易柵で効果を発揮し、比較的安価であることから各地で導入されている。

一方で、管理不足による漏電等で効果を発揮しない柵、能力的に十分な電圧が確保できない粗悪品の柵等も見受けられ、「電気柵は効かない」という誤解の元になっている。

ア 県下における進入防止柵の設置状況（表3）

年度	実施市町村数	設置延長 (m)	累計延長 (m)
平成 17 年度	20	44, 398	44, 398
平成 18 年度	17	45, 202	89, 600
平成 19 年度	20	103, 133	192, 733
平成 20 年度	36	139, 728	332, 461
平成 21 年度	25	242, 621	575, 082
平成 22 年度	26	109, 555	684, 637
平成 23 年度	48	391, 188	1, 075, 825
平成 24 年度	62	410, 992	1, 486, 817
平成 25 年度	31	174, 104	1, 660, 921
平成 26 年度	21	83, 640	1, 744, 561
平成 27 年度	25	79, 242	1, 823, 803

※国庫・県単事業に限る

イ 地域ごとの柵設置延長の推移

地域	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	実施市町村数	設置延長(m)	実施市町村数	設置延長(m)	実施市町村数	設置延長(m)
佐久	4	27,362	4	23,812	1	1,800
上小	3	26,894	3	20,672	1	3,000
諏訪	4	12,837	2	3,667	4	7,027
上伊	3	18,682	0	0	2	7,757
下伊	3	30,390	0	0	5	21,134
木曽	0	0	0	0	0	0
松本	6	28,483	4	11,774	2	8,420
北安	3	10,552	3	10,720	3	15,694
長野	3	11,304	4	12,995	5	11,442
北信	2	7,600	0	0	2	2,969

※国庫・県単事業に限る

(3) 捕獲対策の状況

ア 捕獲の推移

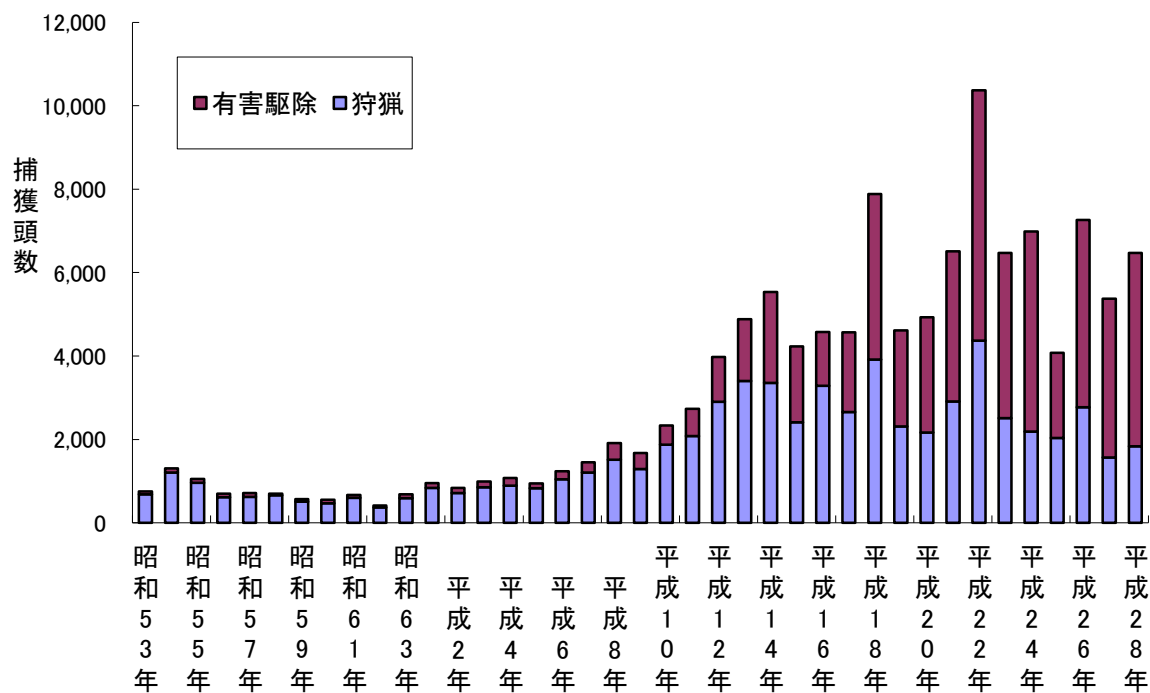


図 12 捕獲の推移

イ 狩猟者登録数の推移等

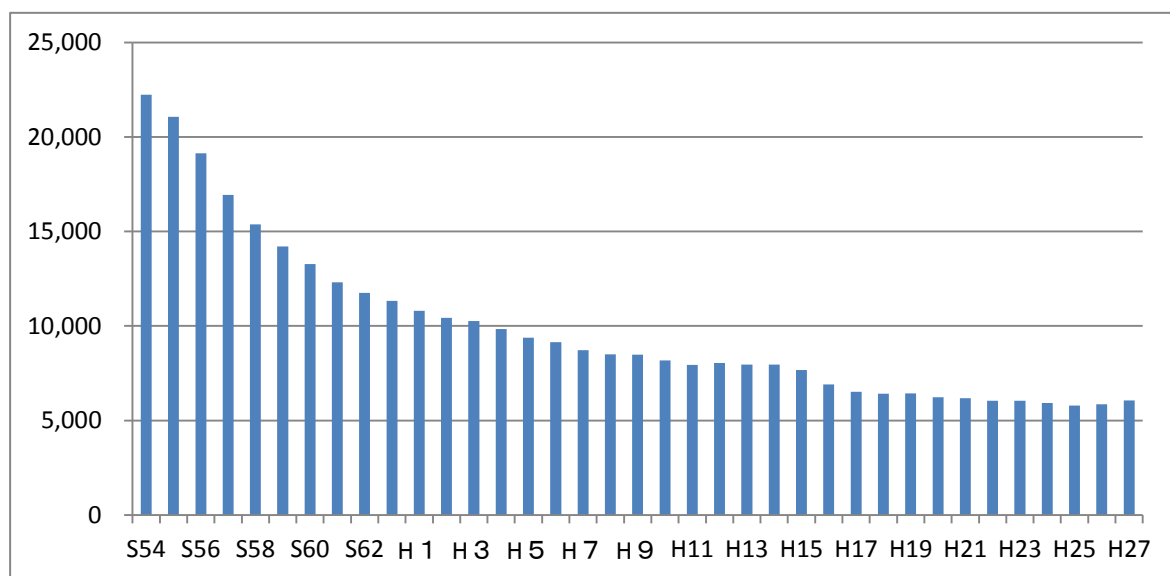


図 13 狩猟者登録数の推移 単位：件

年度	狩猟登録者数	60 歳以上の割合 (%)
H22	6,046	63.6
H23	6,045	65.6
H24	5,925	63.9
H25	5,788	64.9
H26	5,788	65.1

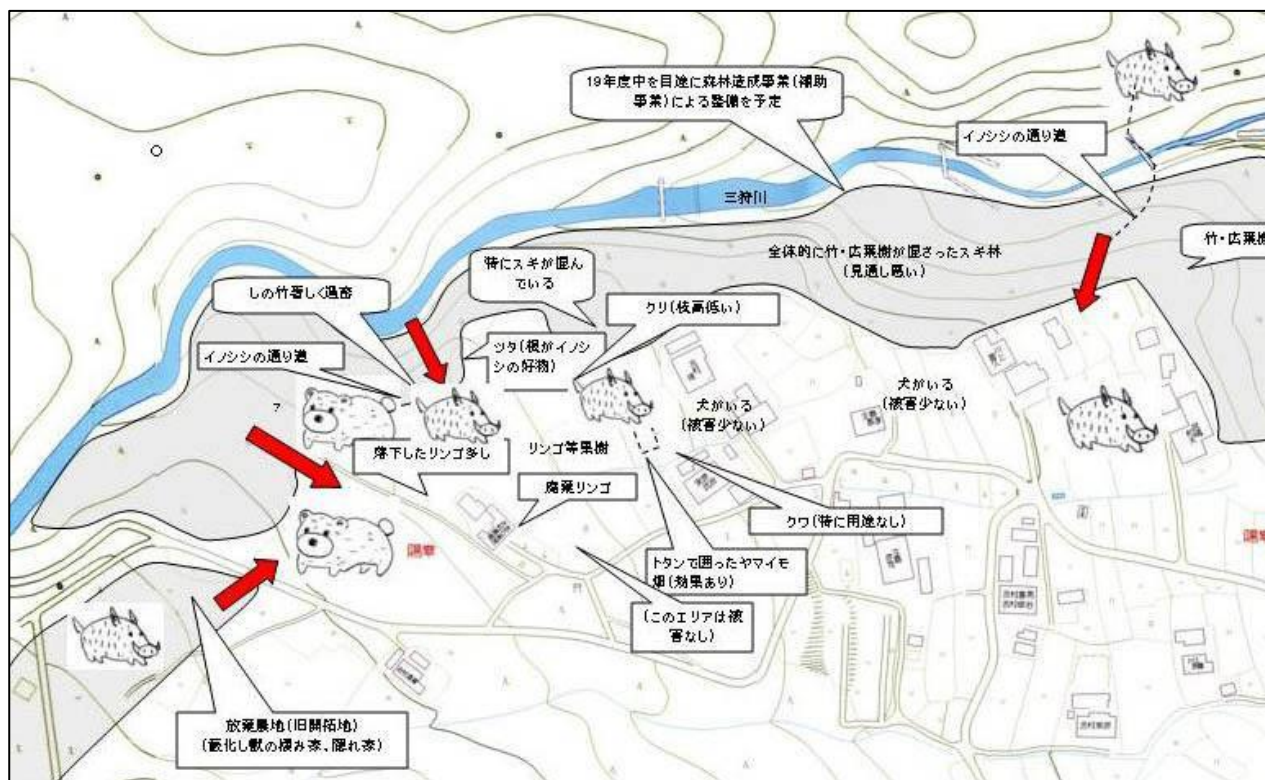
図 14 狩猟者登録数に占める 60 歳以上の割合

6 被害情報マップの作成等

(1) 記載事項等

記載する情報	①生息情報：目撃位置、目撃時期 ②加害情報：加害位置、加害対象、加害の時期 ③防除情報：柵、追い払い等の実施位置 ④捕獲情報：捕獲位置、捕獲方法、捕獲頭数、捕獲の内訳 ⑤その他：餌やりが行われている場所、廃果置き場 等
情報の把握 方法例	①苦情等の集計 ②住民等からの聞き取り ③アンケート ④現地調査等

(2) 被害情報マップの作成例 (図 15)



7 計画策定に使用した調査資料の概要

第2種特定鳥獣管理計画(第3期イノシシ管理)策定に当たっては、以下データを用いて情報を整理した。

- ・既存資料(捕獲頭数、最大積雪深、被害対策等に関する文献等)
- ・アンケート調査

市町村、森林組合、国有林、J A、猟友会、鳥獣保護員、山小屋、環境省、公園、ゴルフ場、牧場(発送数 959 通、回収数 552 通、回収率 57.9%)

- ・捕獲調査表集計
- ・有識者への聞き取り
- ・関係者への聞き取り(アンケート回答者へ内容確認等)

(1) マップ作成に使用したデータ

マップ名	使用データ	
	平成 25 年度調査	今回の調査（平成 28 年度）
生息分布マップ (P14 図 1 P15 図 2)	・ アンケート調査 ・ 捕獲調査票集計 ・ 聞き取り調査	・ アンケート調査 ・ 捕獲調査票集計 ・ 聞き取り調査
5 年前と比較した 分布マップ (P16 図 3)	・ アンケート調査 ・ 聞き取り調査	・ アンケート調査 ・ 聞き取り調査
5 年前と比較した被害発生 増減マップ (P18 図 4)	・ アンケート調査	・ アンケート調査
市町村ごとの被害額 マップ (P22 図10、P23 図11)	・ 市町村ごとの被害額、被害面積に関する統計データ	・ 市町村ごとの被害額、被害面積に関する統計データ

(2) アンケート調査表

～～～長野県内のイノシシ生息状況調査に係るアンケート調査用紙～～～

所属

氏名

イノシシの生息状況や被害状況に関するアンケートへのご協力をお願いします。お寄せいただいた情報は、イノシシの特定鳥獣管理計画の策定にあたっての基礎情報として活用します。
以下の項目について、イノシシに関する目撃及び被害情報をご記入ください。

1. 管内で、最近一年間に野生のイノシシの生息を確認しましたか。
(ご自分で見ただけでなく、人から聞いた、被害があった場合も含めてください。)
(下のどちらかに丸をつけて下さい)

1 見た、聞いた、痕跡があった 2) 見ていない、聞いていない

2. 管内で、最近一年間にイノシシによる被害がありましたか。
(下のどちらかに丸をつけて下さい)

1) 被害があった 2) 被害はない 3) わからない

3. イノシシを確認した、あるいは被害があった地区ごとに、下の表についてご記入ください。

表の記入例を参考にご記入ください。番号ごとに同封した地図への位置の記入をお願いします。

4. その他、お気づきのことがありましたら、ご記入ください。

No.	確認場所 (地区名など)	調査方法 (丸をつける)	被害の有無	被害種別 (丸をつける)	被害作物・ 被害内容	確認時期	初めて出没を 確認した年代	5年前と比べ 目撃や被害発生頻 度の比較	これまで実施した対策	その他特記事項
		1) 目撃 2) 人からの情報 3) 食痕・足跡等	1) あり 2) なし	1) 農作物 2) 林産物 3) 生活被害 4) 人身被害 ※複数回答可		1) 春(3～5月) 2) 夏(6～8月) 3) 秋(9～11月) 4) 冬(12～2月) ※複数回答可	1) 1年以内 2) 1～4年前 3) 5年以上前	1) 減少した 2) 変わらない 3) 増加した	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	
例①	〇〇市〇〇地区 ▲集落	1) 2) ③	① 2)	① 2) 3) 4)	トウモロコシ、 キャベツ	1 ② 3) 4)	1) 2) ③	1) ② ③	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	爆音機を実施するが効果なし
①		1) 2) 3)	1) 2)	1) 2) 3) 4)		1) 2) 3) 4)	1) 2) 3)	1) 2) 3)	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	
②		1) 2) 3)	1) 2)	1) 2) 3) 4)		1) 2) 3) 4)	1) 2) 3)	1) 2) 3)	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	
③		1) 2) 3)	1) 2)	1) 2) 3) 4)		1) 2) 3) 4)	1) 2) 3)	1) 2) 3)	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	
④		1) 2) 3)	1) 2)	1) 2) 3) 4)		1) 2) 3) 4)	1) 2) 3)	1) 2) 3)	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	

この番号ごとに、位置もしくは範囲を同封の地図に赤色のペンでご記入をお願いします。

⇒ 書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

◆ご協力ありがとうございました。この用紙および地図を 平成28年12月22日(木) までに同封の封筒に入れて返送をお願いします。◆

アンケートについてのお問い合わせは、長野県林務部鳥獣対策・ジビエ振興室(TEL:026-235-7273)までお願いします。

また、ご回答の内容については、本調査の分析を受託している(株)環境アセスメントセンターから照会をさせていただきますので、よろしくお願いします。

おもてに書ききれない場合、以下にご記入ください。

銃猟

長野県ニホンジカ・イノシシ 捕獲記録表

【記入上の留意事項】

- 許可捕獲の実施に際して記録をお願いします。
- メッシュ番号は、長野県鳥獣保護区等位置図を参照し、数字を記入してください。
- 目撃や捕獲がなかった場合も、実施日、メッシュ番号を記入してください。
- 目撃数は、メッシュごとに従事者が目撃した頭数について記入してください。
- 捕獲したシカ等は目撃数に加えないでください。
- 従事者から捕獲個体に関する情報提供等があった場合は、備考欄に記入してください。

1 市町村名

2 出猟と捕獲に関する記録

出猟月日	出猟場所 (メッシュ番号)	従事者数	ニホンジカ					イノシシ				備考
			目撃数			捕獲数		目撃数	捕獲数			
			オス	メス	不明	オス	メス		オス	メス	幼獣	
記入例												
H28. 10. 1	182	10	2	3			1		1			シカ 1 頭妊娠

わな獺

長野県ニホンジカ・イノシシ捕獲記録表

【記入上の留意事項】

- 許可捕獲の実施に際して記録をお願いします。
 ○メッシュ番号は、長野県鳥獣保護区等位置図を参照し、数字を記入してください。
 ○見回りの際には、捕獲がなかった場合も、見回り日、メッシュ番号を記入してください。
 ○見回りや捕獲個体に関する情報提供等あった場合は備考欄に記入してください。

1 市町村名

2 わな設置に関する記録

番号	設置場所 (メッシュ番号)	設置期間		台数			番号	設置場所 (メッシュ番号)	設置期間		台数		
		開始日	終了日	くくりわな	箱わな	囲いわな			開始日	終了日	くくりわな	箱わな	囲いわな
記入例	106	H28. 6. 1	H28. 7. 31	10	3								
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

同じ地区に架設したものをまとめてください。

3 捕獲に関する記録

捕獲の記録は、捕獲場所ごとでまとめてください。

捕獲に関する記録		捕獲数															備考
見回り月日	捕獲場所 (「2わな設置に関する報告」の番号を記載)	くくりわな					箱わな					囲いわな					
		ニホンジカ		イノシシ			ニホンジカ		イノシシ			ニホンジカ		イノシシ			
		オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	
		オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	
記入例		1			1		1										シカ 1 頭妊娠
H28. 10. 1		1					1										

銃猟**長野県ニホンジカ・イノシシ出猟カレンダー****【記入上の留意事項】**

- メッシュ番号は、長野県鳥獣保護区等位置図を参照し、数字を記入してください。
- グループ猟の場合は重複しないようにするため、代表者の方が記入して提出してください。
- 出猟した場合は、目撃や捕獲がなかった場合も、出猟日、メッシュ番号を記入してください。
- 目撃数は、メッシュごとに自分が目撃した頭数について記入してください。
- 捕獲したシカ等は目撃数に加えないでください。
- 出猟や捕獲個体で何か気づいたことは、備考欄に記入してください。

1 捕獲者に関する情報

許可/登録番号		氏名		捕獲区分	☐ 狩猟	☐ 許可捕獲
---------	--	----	--	------	-----------------------------	-------------------------------

※収集した個人情報は、ニホンジカ、イノシシの捕獲状況分析のために使用し、目的外に個人情報を利用する場合は、本人に同意をいただくこととします。

2 出猟と捕獲に関する記録

出猟月日	出猟場所 (メッシュ番号)	同行者数 (自分も含む)	ニホンジカ					イノシシ				備考
			目撃数			捕獲数		目撃数	捕獲数			
			オス	メス	不明	オス	メス		オス	メス	幼獣	
記入例												
H28. 10. 1	182	10	2	3			1		1			シカ 1 頭妊娠

わな獺

長野県ニホンジカ・イノシシ出獺カレンダー

【記入上の留意事項】

- メッシュ番号は、長野県鳥獣保護区等位置図を参照し、数字を記入してください。
- 複数人でわなを管理している場合は、代表者の方が記入して提出してください。
- 見回りの際には、**捕獲がなかった場合も、見回り日、メッシュ番号を記入してください。**
- 見回りや捕獲個体で何か気づいたことは、備考欄に記入してください。

1 捕獲者に関する情報

許可/登録番号		氏名		捕獲区分	☐ 狩猟	☐ 許可捕獲
---------	--	----	--	------	-----------------------------	-------------------------------

※収集した個人情報は、ニホンジカ、イノシシの捕獲状況分析のために使用し、目的外に個人情報を利用する場合は、本人に同意をいただくこととします。

2 わな設置に関する記録

番号	設置場所 (メッシュ番号)	設置期間		台数			番号	設置場所 (メッシュ番号)	設置期間		台数		
		開始日	終了日	くくりわな	箱わな	囲いわな			開始日	終了日	くくりわな	箱わな	囲いわな
記入例													
1	106	H28. 6. 1	H28. 7. 31	10	3								
1							11						
2							12						
3							13						
4							14						
5							15						
6							16						
7							17						
8							18						
9							19						
10							20						

同じ地区に架設したものをまとめてください。

3 捕獲に関する記録

捕獲の記録は、捕獲場所ごとでまとめてください。

見回り月日	捕獲場所 （「2わな設置に 関する報告」の番 号を記載）	捕獲数															備考	
		くくりわな						箱わな					囲いわな					
		ニホンジカ		イノシシ				ニホンジカ		イノシシ			ニホンジカ		イノシシ			
		オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣		
記入例																		
H28. 10. 1	1	1			1		1										シカ 1 頭妊娠	